

# 公益認定等委員会の活動状況

平成25年度

(平成25年4月1日～26年3月31日)

内閣府 公益認定等委員会

## はじめに

新公益法人制度は平成 20 年 12 月に施行された。施行以来 5 年間にわたった移行期間は、平成 25 年 11 月末をもって満了し、公益法人制度改革は大きな節目を迎えた。

今回の公益法人制度改革は、明治 29 年の民法制定以来 110 年ぶりとなる非営利・公益法人法制の大改革であった。新制度の施行時に全国で約 2 万 4 千法人あった特例民法法人（旧公益法人）のうち、平成 25 年度末までに約 9 千法人が移行認定を受けるなど、99%以上の法人の移行等が完了した。

公益認定等委員会は、新公益法人制度の運用を担う要の機関として平成 19 年 4 月に発足し、関係政令など運用の基準づくりに当たったほか、柔軟かつ迅速な審査に努めるとともに、行政庁と連携して申請法人に対する支援を行ってきた。大きな混乱の生ずることなく移行期間の満了を迎えたことは、委員会としても大きな喜びである。この間の法人関係者の努力、当委員会とともに移行審査に当たった各都道府県の合議制の機関の尽力、そして歴代担当大臣等行政庁の支援に、改めて心より感謝の意を表したい。

新公益法人制度の真価が問われるのはこれからである。移行を機に磨かれた組織と事業により、民による公益の一層の増進が図られることが期待される。

他方、平成 25 年度においては、委員会発足後初めて勧告を発するなど、当委員会は新制度の下で法人運営の適正確保の問題と向き合うことになった。法人の各機関が法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人が自らを律していくことは、公益法人としての運営の基本である。しかしながら、新制度に移行後も、一部には法人運営についての関係者の意識が改正前の民法時代のままの法人があり、評議員や社員、監事、理事の役割や責任の自覚と組織による対応が不足しているように見受けられる事案が続いた。

公益法人は、税制優遇を受けて活動を行う社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立たない。このことを公益法人自らが自覚し、各法人の実状に応じて、外部の視点を反映させる仕組みを構築すること、より透明性の高い業務運営を行っていくこと等が期待されている。

委員会としては、法人運営をサポートする視点で法の運用にあたりるとともに、法人における自己規律の意識を促すための周知に努めることにより、引き続き、法の目的である「民による公益の増進」に資するよう役割を果たしてまいりたい。そのためには、広く法人及び法人関係者と様々な対話を重ねていくこと、また、公益活動に対する国民の関心が広く高まることが重要となるものと感じている。

ここにまとめた平成 25 年度における委員会の活動状況の報告が、社会の様々な場面で活躍する公益法人等にとっていささかでも参考となれば、委員一同、これに優る喜びはない。

公益認定等委員会	委員長	山下 徹
	委員長代理	雨宮孝子
	委員	門野 泉
	委員	北地達明
	委員	小森幹夫
	委員	堀 裕
	委員	恵小百合

# 目次

## 第1章 総論

第1節 新しい公益法人制度の概要	- 1 -
1. 新公益法人制度の概要	- 1 -
2. 公益法人制度改革の意義	- 2 -
3. 従来の公益法人（特例民法法人）の新制度への移行	- 2 -
4. 新しい公益法人の現況	- 3 -
第2節 公益認定等委員会の取組	- 5 -
1. 公益認定等委員会	- 5 -
2. 平成25年度における取組	- 5 -
<コラム 民間の専門家による相談会>	- 7 -
3. 内閣府と都道府県間の連携	- 13 -
<コラム 公益認定等委員会委員の法人訪問>	- 14 -

## 第2章 委員会の事務処理状況

第1節 申請の審査等	- 15 -
1. 公益認定・移行認定及び移行認可の申請	- 15 -
2. 変更認定等	- 20 -
3. 合併の届出等	- 21 -
4. 変更認可等	- 21 -
<コラム 公益認定等委員会における「温かい」審査の背景>	- 23 -
第2節 監督	- 24 -
1. 公益法人の監督	- 25 -
2. 移行法人の監督	- 31 -

(付注)

- ◆ 「公益認定等委員会の活動状況」は、認定法第 48 条に基づき、内閣府公益認定等委員会の 1 年間における事務処理状況を公表するものである。都道府県の合議制機関の 1 年間における事務処理状況や委員会の業務に関連の深い内閣府大臣官房公益法人行政担当室の業務も併せて記載している。
- ◆ 今回の取りまとめの対象は、主に平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの事務処理状況である。本報告で使用するデータは、主として国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報から算出している。
- ◆ 本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

- ・法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)
- ・認定法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)
- ・認定法施行令 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成 19 年政令第 276 号)
- ・認定法施行規則 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)
- ・整備法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)
- ・整備法施行規則 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 69 号)

なお、根拠法令の条項号を ( ) 囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○法 § 1 II ③

認定法(平成 18 年法律第 49 号) (抄)

(設置及び権限)

**第 32 条** 内閣府に、公益認定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

**2** 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

(事務の処理状況の公表)

**第 48 条** 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

# 第1章 総論

---

## 第1節 新しい公益法人制度の概要

---

### 1. 新公益法人制度の概要

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっている。そうした状況に対応し、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割は重要性を増している。

このような中、平成20年12月に施行された法人法及び認定法により、国民が簡便に法人を設立することができる一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）の制度を前提に、行政庁が公益を目的とする事業を適正に実施し得る法人を認定する新たな公益法人の制度が導入された。

#### （1）一般社団法人及び一般財団法人

剰余金の分配を目的としない社団及び財団については、法人法に基づき、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により一般社団法人又は一般財団法人としての法人格を取得することができる。

法人法においては、定款等に基づく法人の自治を一定程度認めつつ、一般社団法人及び一般財団法人が我が国の社会における責任ある主体として自律的に活動するために必要な、法人としてのガバナンスに関する基本的な規律が定められている。

#### （2）公益社団法人又は公益財団法人

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、申請により、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）（注）による認定（公益認定）を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」と総称する。）となる。

（注）①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、②公益目的事業等を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は内閣総理大臣、それ以外の法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となる（認定法§3）。

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について認定法に定められた基準を満たす必要がある。申請された内容が法律の定める認定基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される合議制の機関（国にあっては、内閣府の公益認定等委員会）が行う。

公益法人には、上記の認定基準を満たすほか、法人情報の開示等に関して認定法に定める事項を遵守することが求められる。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において、行政庁の監督を受けることになる。

公益法人の活動を支えるためには、善意の寄附による支援が重要であり、公益法

人に対する寄附については、寄附者に対し税制上の優遇措置が設けられている。また、公益法人の活動を支えるため、公益法人の事業への税制上の優遇措置も設けられている。

## 2. 公益法人制度改革の意義

旧制度の下、改正前の民法第34条に基づき設立された従来の公益法人は、主務官庁（各主任の大臣又はその委任を受けた都道府県知事等）の許可を得て設立された民間非営利の法人であった。平成20年12月の時点で全国で計約2万4千の法人が、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し、我が国の社会経済の中で大きな役割を果たしていた。

しかしながら、法人格を取得するための一般制度が民法のほかにはない状況が約百年にわたり続く中で、社会情勢が大きく変化し、現在では公益事業とはいえないような事務・事業を実施している法人が少なからず生じることとなった。また、法定された基準のない中で主務官庁の裁量による許可制度が採られた結果、法人を設立しようとする側から見ると、設立許可の基準が不透明であり、公益性の判断が主務官庁毎に異なっているなどの批判も生じていた。設立及び法人運営上遵守すべき基準が不明確な中で、理事が不適切な運営をしているなど様々な批判を受ける法人も生じることとなった。

そこで、民間が担う公益を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進するとともに、これらの諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度に関する検討が重ねられた。平成18年（2006年）の通常国会において、明治29年（1896年）の民法制定以来110年ぶりに公益法人制度を抜本的に改革する公益法人制度改革関連三法が成立したのは、この成果である。

旧制度の下では、法人格の付与と公益性の判断が一体として行われ、各主務官庁の裁量が大きかった。これに対し、新制度の下では、上記のとおり、法人の設立と公益性の判断が分離されるとともに、公益認定の基準が法律で明定された。行政庁が、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、法令の定める基準に適合するかどうかを判断する仕組みとなり、認定判断についての中立性の確保と透明性の向上が図られている。また、主務官庁制の廃止により、国においては、公益認定の事務を行う行政庁が内閣府（内閣総理大臣）に一元化されることとなった。

## 3. 従来の公益法人（特例民法法人）の新制度への移行

平成20年12月1日の新公益法人制度の施行後も、従来の公益法人は、特例民法法人として当面存続し、移行期間（25年11月30日までの5年間）の間に、移行認定を受けて新公益法人に移行するか又は移行認可を受けて一般法人に移行するかのいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。

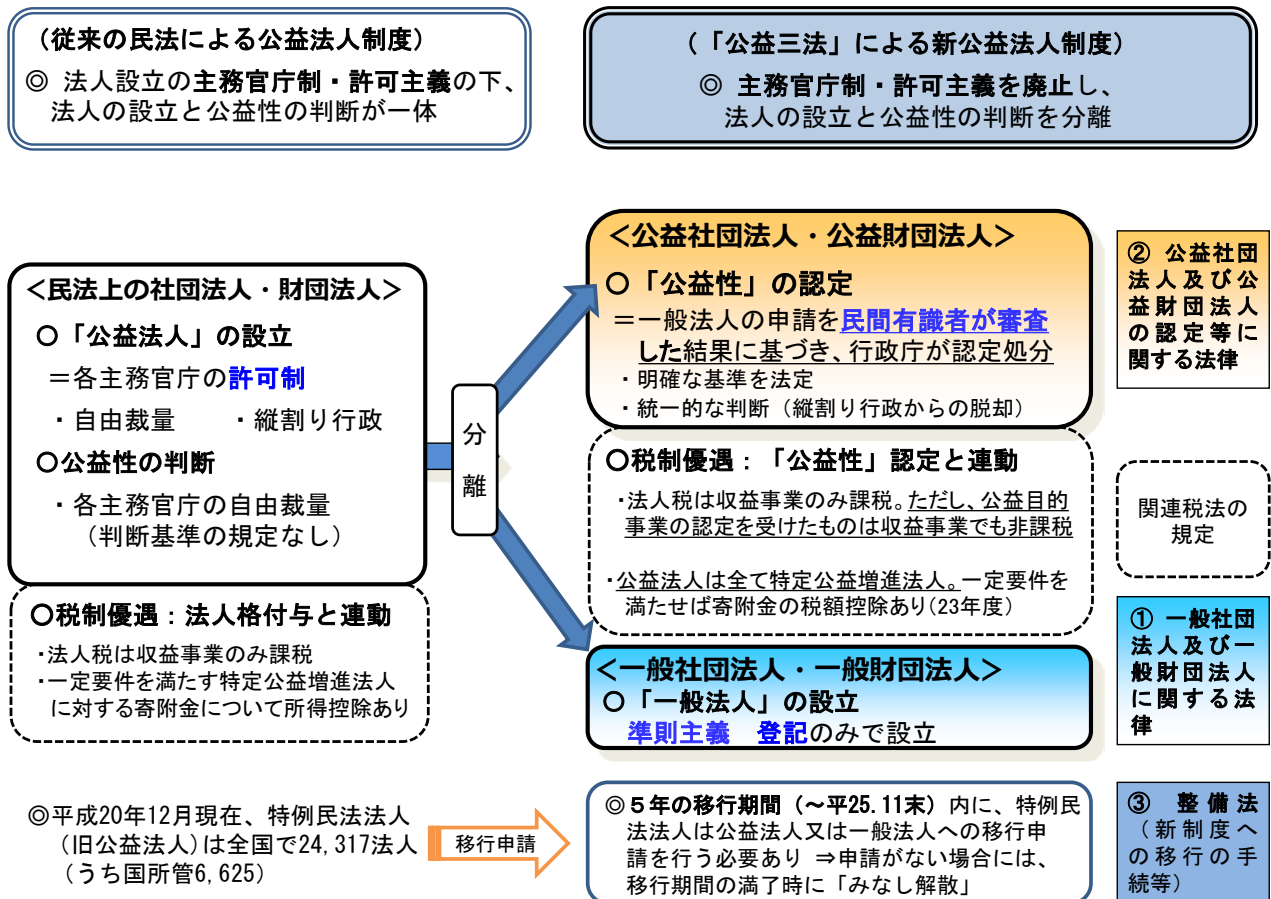
新制度が施行された時点で特例民法法人は全国で24,317法人であった。移行期間中にこのうち9,050法人が移行認定申請を行い、11,679法人が移行認可申請を行った。移行期間中に自主解散、合併等を行った法人は3,162法人であり、移行期間満了の日まで存続したものの移行申請を行わず法律上解散したものとみなされた法人

(「みなし解散法人」) が 426 法人であった。

< 付属資料 1 > 「新しい公益法人制度の経緯」

## < 図 1 > 「公益法人制度改革の概要」

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治29年の民法制定以来110年ぶりの大改革



## 4. 新しい公益法人の現況

### (1) 公益法人の数

平成 25 年 12 月 1 日 (移行期間の満了の翌日) 時点における国と都道府県を合わせた公益法人数は、計 8,628 法人である。新制度では、全ての公益法人が寄附税制の優遇を受ける特定公益増進法人となる。平成 20 年 4 月時点で特定公益増進法人だった旧公益法人は 862 法人であり、特定公益増進法人は公益法人制度改革により 10 倍以上に増加したこととなる。

### (2) 事業分野

公益法人が実施する公益目的事業について、当該事業の種類に関して定めた認定

法第2条別表各号のいずれに該当するか集計した結果は、次表のとおりである。内閣府の認定を受けた公益法人においては、学術及び科学技術の振興を目的とする事業が37.2%と最も多い一方で、都道府県の認定を受けた公益法人を合わせた公益法人全体では、地域社会の健全な発展を目的とする事業が35.9%と最も多い。

○公益目的事業の事業目的別上位3事業

順位	合計 (8,628法人)	内閣府 (2,207法人)	都道府県 (6,421法人)
1	地域社会の健全な発展 3,096法人(35.9%)	学術及び科学技術の振興 822法人(37.2%)	地域社会の健全な発展 2,806法人(43.7%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,681法人(19.5%)	文化及び芸術の振興 463法人(21.0%)	高齢者の福祉の増進 1,497法人(23.3%)
3	高齢者の福祉の増進 1,639法人(19.0%)	児童又は青少年の健全な育成 455法人(20.6%)	児童又は青少年の健全な育成 1,226法人(19.1%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ(複数計上)による。



## 第2節 公益認定等委員会の取組

---

### 1. 公益認定等委員会

認定法においては、民間有識者による合議制の機関が公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられている。これにより、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性と透明性を担保し、制度に対する信頼性が確保されている。

国においては、内閣府に7人の委員で構成される公益認定等委員会（以下単に「委員会」ともいう。）が設置された（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（認定法§35）。委員の任期は3年であり、委員7人のうち4人以内は常勤とすることができる（認定法§37、§38）。

委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対する答申を行い、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議を行うとともに、③内閣総理大臣からの委任に基づき、公益法人等に対する監督等を行うこととされている。委員会は、このように、公益法人の公益性の認定や公益法人に対する監督など法令の執行に係る判断を行うこととされており、その意味で、実質的に行政責任を担っている。

平成19年4月1日の発足後、委員会は、公益法人三法（法人法、認定法、整備法）の施行のための政令案や内閣府令案の審議、法令の下の審査基準となるガイドラインの審議と策定を行った。次いで平成20年12月1日の新制度施行後は、内閣総理大臣からの諮問を受けて、主に移行認定又は移行認可に係る案件について審議し、答申を行ってきている。

- < 付属資料 2 > 「委員会委員名簿」
- < 付属資料 3 > 「委員会の事務・権限」
- < 付属資料 4 > 「委員会の組織・運営に関する法令等」
- < 付属資料 5 > 「審議の基本方針」
- < 付属資料 6 > 「審議の中立性・公正性の確保について」
- < 付属資料 7 > 「監督の基本的考え方」

### 2. 平成25年度における取組

平成25年3月末の第二期の公益認定等委員会の委員の任期満了に伴い、委員の改選が行われ、同年4月1日から第三期の公益認定等委員会がスタートした。第三期委員会は、4月5日に初の委員会を開催し、委員長互選及び委員長代理の指名を行った。委員長には山下徹委員が互選され、山下委員長は委員長代理に雨宮孝子委員を指

名した。

委員会は、平成 25 年度には、委員会の会議を計 45 回開催し、審議を行った。

第三期委員会は、第二期委員会の方針を引き継ぎ、移行期間の最終年である平成 25 年度において「柔軟かつ迅速な審査」に努めるとともに、行政庁(内閣府)と連携して申請法人に対する支援を行うことにより、混乱なく新制度への移行を実現した。

移行期間の満了後、公益認定等委員会は、新公益法人制度の真価が問われるのはむしろこれからであるとの認識に立ち、更なる公益活動の増進に向けて、引き続き法人運営をサポートする視点で法の運用に当たるとともに、法人における自己規律の意識を促すための周知啓発に努めることとした。加えて、公益活動の増進に関する今後の在り方を模索するため、法人との対話に取り組んだ。

また、移行期間の満了後を視野に入れ、新制度の施行実績を踏まえつつ、制度の定着に資する運用改善を進める観点から、公益法人の会計に関する実務上・運用上の課題や公益法人を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、平成 25 年 7 月に公益法人の会計に関する研究会を委員会の下に設け、法人関係者から意見を聴きつつ、専門的な観点から検討を行っている。

### (1) 柔軟かつ迅速な審査

公益認定等委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨に鑑み、審査に当たって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「温かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間を定め、申請から原則 4 か月以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手を積極的に世の中に送り出せるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。特に、平成 25 年度には、11 月末の移行期間終了を控えて、法人の意図せざる解散等が生じることのないよう、早期の申請を促すとともに、精力的に審査を実施した。

< 付属資料 8 > 委員長メッセージ (平成 26 年 1 月 1 日)

大臣メッセージ (平成 25 年 12 月 10 日)

### (2) 申請法人に対する支援等

公益認定等委員会は、特例民法法人に移行期間中早期の申請を促すため、内閣府と協力し、申請に必要な情報提供の充実を図るとともに、相談会等各種サポート策を実施した。また、各種サポート策の実施に際しては、特例民法法人の移行動向調査等から、移行に際しての課題の所在を把握した上で必要な支援を実施するよう努めた。

#### ア. 法人に対する情報提供の充実

法人による円滑な申請準備を支援することにより、移行期間内における早期の申請を促すため、法人関係者の申請に向けた検討に資するよう、各種手段により情報提供の充実を図ってきた。

##### (ア) 申請書類の記載例公表

申請を目指す法人が移行認定等の申請書類を作成する際の参考となるよう、申請書類の記載例をホームページ「公益法人 information」で公表している。

### (イ) よくある誤解への回答

申請を目指す法人によく見られる誤解について、一問一答形式で分かりやすく解説し、ホームページ「公益法人 information」で公表するとともに、「公益認定等委員会だより」で紹介している。(8頁参照)。

## イ. 申請に向けた各種サポート

平成 25 年 11 月末の新公益法人制度への移行申請の期限を控え、移行申請等を検討する特例民法法人等を対象に、基礎から申請書の内容等まで、法人の状況に合わせた様々な申請サポートを行っている。

### (ア) 内閣府担当者(事務局職員)による窓口相談、電話相談、基礎的研修会

広く制度についての照会を受ける電話相談のほか、担当者が時間を決めて申請法人の具体的な質問に応ずる窓口相談を実施している。

加えて平成 23 年 6 月からは、これから移行申請の検討に着手する法人等を対象に、新公益法人制度への移行等について基礎から説明する「基礎的研修会」(月に 1 回程度開催)を実施している。

### (イ) 民間専門家を活用した相談会の開催

平成 22 年度から、内閣府が委嘱する専門家(弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者)を相談員とした相談会を東京及び各地方で開催している。

平成 25 年度からは、新制度への移行期間の経過を踏まえ、従来の移行申請に加え、移行後の法人運営も含めた相談を実施している。

#### 【実績】(平成 22 年 4 月～26 年 3 月)

(東京開催) 参加法人数は累計 2,377 法人

平成 22 年度 13 回、23 年度 15 回、24 年度 13 回開催。

25 年度は 10 回開催で 258 法人が参加

(地方開催) 参加法人数は累計 698 法人

平成 22 年度 2 回、23 年度 7 回、24 年度 7 回開催。

25 年度は 7 回開催で 129 法人が参加

### 民間の専門家による相談会

- 月 1～2 回程度開催(1 回 2～3 時間程度、1 法人当たり 1 時間程度)
- 1 回当たり相談員 10 人程度で対応(ブース形式)  
→ 1 回当たり約 30 法人の相談に対応
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策(相談会)を企画立案し、適切に実施(相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む)  
→ 受託者に蓄積されたノウハウ及び情報を活用
- 公益法人は「民が担う公益」の主体であるが、そうした公益法人向けの申請支援においても、民間の専門資格者を活用して、法人目線での相談を行っている。



### (ウ) 法人が開催する研修会等への講師派遣

新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、要望に応じ、法人等が開催する研修会等に事務局職員を講師として派遣している。

【実績】（平成 22 年 4 月～26 年 3 月）

平成 22 年度計 42 回、23 年度計 20 回、24 年度計 11 回派遣。

25 年度は計 2 回派遣

### (3) 積極的な広報

公益認定等委員会では、積極的に情報発信をしていく観点から、法人関係者に向けた申請情報及び国民に向けた公益法人の活動情報に関する広報について、内閣府と連携し、積極的な取組を進めてきた。

#### ア. 公益認定等委員会だより

公益認定等委員会では、法人関係者に向けた情報発信として、月刊のニューズレターである「公益認定等委員会だより」を発行している（注）。

（注）平成 23 年 12 月から月刊。それ以前は、3 月に 1 度の発行であった。

平成 25 年度には、公益認定等委員会だよりに以下のような記事を掲載し、申請法人等に対する情報提供を行った。

#### 【主な記事】

大臣・委員長からのメッセージ、移行期間の終了を見据えた移行申請の促進のお願い、公益認定等委員会委員が訪問した公益法人等の活動紹介、委員会による法人ヒアリングの概要、外部の専門家による相談会など申請サポートの実施の案内、法人の財産管理に関する注意喚起、法人の機関の役割と責任に関する留意点、申請書類に関する注意事項、その他申請作業の参考となる資料

#### イ. ホームページ「公益法人 information」

内閣府及び都道府県は、答申書・公示文書の公表や新制度等に関する F A Q ・申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）を共同で整備・運用している。同サイトはまた、公益認定を電子申請する際及び公益法人や移行法人が各種定期提出書類を電子的に提出する際のシステム（P I C T I S）の入口を提供している。ちなみに、移行期間の 5 年間における移行申請の電子申請率は 99%を超えている。

平成 25 年度には、利用者の利便性を考慮し、12 月にサイトの改修を実施した。寄附者など広く一般の方々が法人の活動を知ることができるようにするため、公益法人の事業報告等の定期提出書類がより閲覧しやすくなるようシステムの改善、公益法人の活動紹介のページの開設等を行った。外国制度との比較、英文による日本の制度と最新状況の紹介のページも開設した。

#### 【主な掲載記事】

○「公益法人制度の国際比較概略—英米独仏を中心にして—」

英米独仏の4か国を中心に、日本の公益法人制度との類似点、相違点を比較  
○海外事情「山下委員長の英国チャリティ委員会訪問」

平成25年4月、公益認定等委員会山下徹委員長による英国チャリティ委員会訪問の記録

○「フィランソロピーの新たなフロンティアと助成財団の役割」

平成25年6月、米国ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所フェローの小林立明氏を講師とする部内セミナーの発表概要

○ Promoting Public Interest Activities in Japan -Public Interest Commission of Japan-

英文による公益認定等委員会と新公益法人制度に関する概略

## ウ. 報道機関等を通じたPR

公益法人制度改革の意義や移行の状況について広く周知を図るため、平成25年6月及び26年1月に、山下委員長及び常勤委員と主要新聞社の論説委員・解説委員等との懇談会を開催した。

## (4) 制度改善等の取組

公益認定等委員会は、関連の政令及び内閣府令の制定について諮問を受け答申することとされているほか、審査基準とされた公益認定等ガイドラインの策定を行ってきた。

また、新公益法人制度の運用の要を担っている公益認定等委員会としては、税制を含む各種の制度的課題に深い関心を有しており、そうした観点から、内閣府と連携を図ってきた。

## ア. 認定法施行規則の改正

目的である事業が既に終了しているなど、公益目的事業に使用する見込みがなくなった財産については、もはや認定法第18条に掲げる公益目的事業財産として法人内にとどめさせる合理性に欠ける。一方で、認定法上、補助金等に由来する財産の国庫等への返納が可能かどうかなど、当該財産の取扱いが必ずしも明確にされていなかった。このため、内閣府において、公益認定等委員会への諮問・答申を経て、公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、上記のような場合に国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる旨の規定を追加する旨の、認定法施行規則の一部改正を行った（平成26年3月3日公布・施行）。

公益認定等委員会は、平成26年1月10日、内閣総理大臣から上記の認定法施行規則の一部改正について諮問を受け、1月17日、承認する旨の答申を行った。

< 付属資料9 > 「認定法施行規則の一部改正について」

## イ. FAQの修正・追加

FAQは、新公益法人制度の下のような様々な仕組みや手続、考え方や留意点について

具体的な設問の形で説明をするものであり、関係者に広く参照されている。公益認定等委員会としても、審査の実績から導き出される解釈や考え方について、FAQの追加・公表に関与するなど、法人が移行申請を行う上で有益な情報が幅広く伝わるよう積極的に取り組んだ。

- ・平成 25 年 6 月 共済事業についてFAQを追加
- ・平成 26 年 3 月 公益目的事業財産についてFAQを追加

#### ウ. 公益法人の会計に関する研究会

公益認定等委員会は、平成 25 年 7 月、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置し、専門的な観点から公益法人の会計の諸課題について具体的な検討を行うこととした。研究会は同年 8 月に初会合を開催し、以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、議論を進めている。

研究会は、法人からの要望も高く、早急な対応が求められる小規模法人の負担軽減策について優先的に整理・検討を行うこととし、議論の中間的な取りまとめとして、平成 26 年 4 月に「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公益認定等委員会に報告後、公表している。

- < 付属資料 10 > 「公益法人の会計に関する諸課題の検討について」
- < 付属資料 11 > 「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」

#### (5) 公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング

公益法人の「自立と自律」を確保し、公益活動を社会に浸透させ「持続可能」なものとしていくことは、公益法人制度改革の目標でもある。このため、公益認定等委員会では、平成 25 年 6 月から 7 月にかけて、公益・非営利セクターの活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性について、関係団体及び有識者からヒアリングと意見交換を実施した。

一連のヒアリングでは、公益法人自らによる情報開示と活動紹介の充実や信頼の確保のための取組の必要性、「第三者」の関与による法人の信用の確保、統括団体・中間支援団体が担う役割、委員会と法人との間での対話の必要性など、様々な観点から有識者や関係団体と意見交換を行った。

##### 【開催実績】

- ・ 6 月 14 日（金） 公益財団法人公益法人協会  
（テーマ）制度改革の成果、公益活動の活性化のための今後の方向性等
- ・ 6 月 21 日（金） 公益財団法人日本オリンピック委員会  
公益財団法人日本体育協会  
（テーマ）スポーツ系公益法人のガバナンスの確立等
- ・ 7 月 12 日（金） 公益財団法人京都地域創造基金  
（テーマ）公益・非営利セクターの地域におけるネットワーク等

- ・ 7月19日（金） 公益財団法人日本国際交流センター  
（テーマ）公益・非営利セクターの国際的なネットワーク等
- ・ 7月26日（金） 大阪大学 山内直人教授  
（テーマ）社会経済における公益・非営利セクターの全体像と今後の方向性等

<付属資料 12>「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています

<付属資料 13>「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換」を踏まえた現状と課題

## （6）公益法人の自己規律を求める声明

公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）では、平成25年1月以降、指導中の暴力問題等の不祥事が相次いで明らかになった。公益認定等委員会では、法人の適正な業務運営を確保するため、5月2日、認定法に基づく報告徴収を行ったが、これに対する全柔連の報告（5月30日）の内容が不十分で真摯さに欠けるものであった。このため、6月5日に再度の報告徴収を行った。その際、同法人の真摯な対応を促すとともに、一連の事態が公益法人全体の信頼性に与える影響が懸念されることを踏まえ、計2回の報告徴収の内容を公表した（6月7日）。

二度目の報告徴収に対する全柔連の報告（6月25日）を踏まえ、委員会において事案を審査した結果、認定法に基づき全柔連に対し勧告を行うことが適当と判断するに至り、7月23日に公益認定等委員会から内閣総理大臣に対する勧告（認定法§46I）を発出した。これを受けて同日、内閣総理大臣から全柔連に対して勧告（認定法§28I）が発出された。（勧告の具体的な内容は第2章第2節1.（4）イ.（ア）を参照）

この勧告と同時に、公益認定等委員会は、全ての公益法人における自己規律の確保を改めて呼びかける声明（「公益法人の自己規律について」）を発表した。この声明では、公益法人が国民の信頼を得て活動するためには、各法人の実情に応じ、外部人材の登用など運営に外部の視点を反映させる仕組みの構築が必要であり、傘下の法人の自己規律の確保を促すために統括団体・全国団体の役割は大きいという考え方を示し、各法人に対して、ガバナンスの改善を図るための積極的な取組を求めている。

<付属資料 14>公益法人の自己規律について

## （7）東日本大震災への対応

未曾有の大災害である東日本大震災の発生を受けて、公益認定等委員会は、公益法人等に震災からの復旧・復興活動への積極的な参加と貢献を呼び掛ける委員長名のメッセージを発出するなど、一連の活動を行ってきた。

平成25年度においては、内閣府において、指定寄附金としての確認を新たに1件行った。

<付属資料 15>行政庁の確認を受けた公益法人一覧（被災者支援寄附金関連）

(参考) 被災者支援寄附金

東日本大震災を受けて、公益法人が、自ら行う被災者に対する救援又は生活再建のための支援活動を行っている場合、その活動に特に必要となる費用に充てるため、法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについて、その募集に際して行政庁の確認を受けたものは指定寄附金として指定を受けることができることとされた(平成 23 年 5 月 20 日財務省告示第 174 号)。当該寄附金は、震災関連寄附金として、個人からの寄附については所得金額の 80%相当額(一般の指定寄附金は 40%)を限度に所得控除の対象とされた(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号) § 8 I)。



### 3. 内閣府と都道府県間の連携

認定法の規定に基づき、都道府県においても、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問に応じて審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

公益認定に当たっては、詳細な法定基準の下で、全行政庁が公益認定等ガイドラインを審査基準としているが、個々の事案の判断については、各合議制の機関の判断が尊重されることとなる。

他方で、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間及び都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、地域間の均衡を図る必要がある。また、民間の創意を活かした多数の法人を世に送り出すためには、公益認定等委員会と都道府県の合議制の機関とが認識を共有し、連携することが重要である。

このため、合議制機関の役割や、審査の在り方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を実施している。

<付属資料 16> 「各行政庁公益法人行政主管部局一覧」

<付属資料 17> 「都道府県の合議制機関の委員名簿」

#### 【平成 25 年度の開催実績】

	日時	開催場所	出席した委員	主なテーマ
北海道東北	8月27日	秋田県	山下委員長 雨宮委員、堀委員	監督措置に係る取り組み等
関東甲信越静	10月24日	群馬県	恵委員、北地委員	各種審査監督事項等
東海北陸	8月23日	愛知県	恵委員、小森委員	共済事業、収支相償等
近畿	9月3日	奈良県	小森委員、門野委員	合議制の機関による監督等
中国	9月5日	鳥取県	山下委員長、小森委員、 門野委員	監督業務における委員の役割等
四国	10月17日	香川県	雨宮委員、恵委員、 小森委員	審議会による対処・監督等
九州沖縄	9月3日	長崎県	恵委員、北地委員	各種事業の公益性等

公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の連携と同様に、内閣府及び 47 都道府県の行政庁間においても連携を図る必要がある。このため、関連する内閣府令、同ガイドライン、FAQの改正時などは事前に行政庁間で意見交換を行い、都道府県の意見を制度改正等に反映している。また、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会に併せて、行政庁の事務職員をメンバーとするブロック会議を開催することなどにより、日常的に情報共有を進めている。

## 公益認定等委員会委員の法人訪問

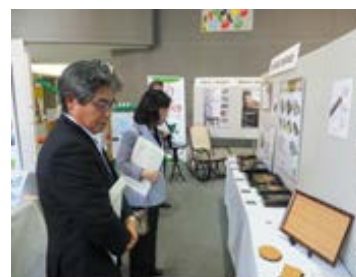
平成 25 年度は、前年度に続き、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を各ブロックで開催するのに併せて、それぞれの地域に根差した事業を行っている公益法人を訪問して意見交換を行った。これらの法人の訪問記は、写真を付して公益認定等委員会だよりで紹介した。

### ○ 公益財団法人あきた企業活性化センター（8月28日秋田県・雨宮委員）

同法人は、秋田で培われた新技術や地域資源等の活用を図りながら、意欲ある企業を支援する法人であり、年間約 5,000 件を受け付ける「相談・経営指導業務」を始め、最大 1,000 万円を助成する「あきた業応援ファンド事業」、事務スペースの提供及び相談対応等を行う「創業支援室の提供・創業相談」等、県内の中小企業をサポートしている。

同法人との意見交換では、雨宮委員から、当該法人の助成金事業等の支援を知ってもらい、ものづくりに携わる技術者の支援が効果的になると良いとの発言があり、法人からは、県職員と連携した企業訪問等による施策の PR に取り組んでいる旨紹介があった。

また、同法人の支援先の一つである日本精機（株）を訪問し、意見交換を実施した。同社社長から、当該法人は要望に合わせた多種多様な支援を提案してくれており、活用しやすいとの発言があった。



### ○ 公益財団法人長崎平和推進協会（9月4日長崎県・恵委員）

同法人は、平和推進のための施策を推進し、長崎市民の悲願である核兵器の根絶と世界恒久平和の実現を理念として、(1) 平和推進事業、(2) 原爆資料館運営事業、(3) 原爆資料館図書資料収集整理事業、(4) 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業という 4 つの公益目的事業を実施している。

法人からは、申請に当たり、「平和」という理念をどのような公益目的として読み込むかという点に悩んだが、認定後には、自律意識が高まったとの発言があった。

同法人の運営する原爆資料館と平和祈念館では、随所に水を配した建築、「平和案内人」による熱心な解説、デジタルアーカイブ等の様々な方法により、平和への祈りが効果的に伝えられていた。



### ○ 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（9月5日鳥取県・小森委員）

同法人は、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業により、特色ある地域文化の振興に資することを目的とし、童謡唱歌体験や童謡唱歌に関する展示、おもちゃの展示や工作・遊び等の体験事業等を実施することで、包括的な童謡文化・おもちゃ文化の体験の場を提供している。

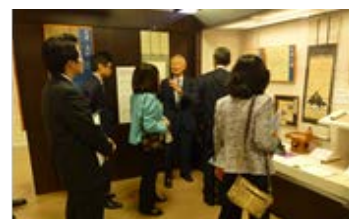
同法人理事長は、街中にあるメリットを生かし、学び楽しむ地域の拠点としての役割を担っていきたいと話した。訪問時にも、地域の親子連れが訪れていて、地域の身近なミュージアムとして親しまれていることが窺えた。

### ○ 公益財団法人平賀源内先生顕彰会（10月17日香川県・雨宮委員、恵委員、小森委員）

同法人は、エレキテルの発明で有名な平賀源内の生誕の地さぬき市志度において、源内の遺品、著書等を収集、保存、管理し、科学や芸術等多岐にわたる源内の偉業を顕彰することを目的とする。

訪問では、記念館と旧邸を視察したが、記念館は全国を渡り歩いた源内の事跡を辿ることができ、発明品のみならず、陶器、油絵、戯曲等が展示されている。旧邸には、本草学者であった源内ゆかりの薬草 100種類以上が栽培されていた。

同法人との意見交換では、法人運営に当たり、収益事業等による財源の確保等に苦勞しているとの発言があった。



## 第2章 委員会の事務処理状況

### 第1節 申請の審査等

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている時代において、行政部門や民間営利部門だけでそうした多様なニーズに対応することは困難である。従来の公益法人制度は、主務官庁の許可主義の下で、法人の自由な活動が阻害されるとの批判もあり、新たな公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定する仕組みが創設された。

行政庁は、一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、合併による地位の承継の認可等の申請に対する処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（内閣総理大臣にあっては、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

公益認定等委員会においては、上記のような制度改革の趣旨を踏まえ、①各法人の活動実態を踏まえつつ、それぞれの創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み、②法令の規定の遵守を前提としつつも、常に改革の本旨に立ち返り、柔軟性をもって判断することとし、③審議を「甘く」することはしないが、「温かく」審議に臨むという姿勢で、審議を行うことを基本としている。

#### 1. 公益認定・移行認定及び移行認可の申請

##### (1) 公益認定・移行認定制度の概要

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を希望する場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けすることができる（認定法 § 4、 § 7）。

特例民法法人が新制度の公益法人への移行を希望する場合は、平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認定（以下「移行認定」という。）を受ける必要がある（整備法 § 44、 § 99、 § 103）。

行政庁は、これらの処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならない（整備法 § 133 II、認定法 § 43 I ①）。これらの行政処分は行政庁の名前で行われるが、処分的前提となる基準適合性についての判断は、各行政庁に置かれた委員会等に委ねられており、委員会等の答申を踏まえて行政庁が処分を行う仕組みが採られている。

##### (2) 移行認可制度の概要

特例民法法人が新制度の一般法人への移行を希望する場合には、移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認可（以下「移行認可」という。）を受ける必要がある（整備法 § 45、 § 115、 § 120）。このとき、法人の移行時の純資産額を基礎に計算

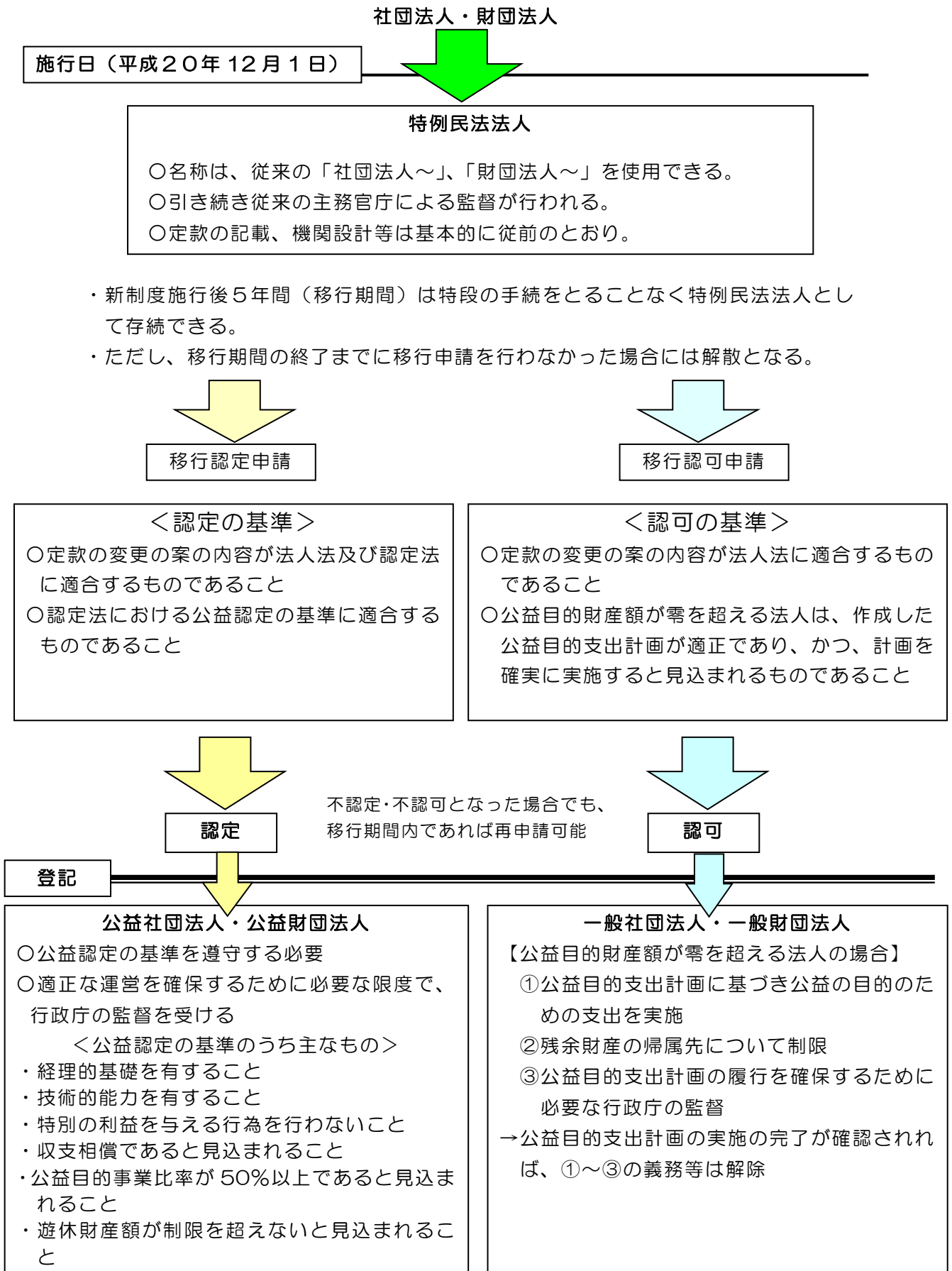
した公益目的財産額を、移行後公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画（注）を作成する必要がある（整備法 § 119）。

この場合において、処分の客観性・透明性を確保する観点から、行政庁が認可申請に対する処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅲ）とされている。

（注）公益目的支出計画の趣旨

特例民法法人が保有する財産は、公益目的に使われることを前提に、寄附や税制優遇を受け、形成されてきたものである。このため、特例民法法人の時代から、解散時の残余財産を類似の公益目的のために寄附することを定款等で定めることが指導監督で求められてきた。今般の公益法人制度改革において、特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち純資産を有するものに公益目的支出計画の作成を義務付けたのは、一般法人への移行により、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ、特例民法法人の保有する公益的性格を有する財産が、制限なく公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである。

## <図2> 「移行措置の概要」



### (3) 事務処理状況

平成 20 年度から 25 年度における内閣府及び都道府県の申請、諮問、答申及び処分  
の件数は、表のとおりである。

公益認定の申請件数については、内閣府・都道府県ともに平成 24 年度まで一貫  
して増加していたが、平成 25 年度には内閣府への申請が 18 件減少して 40 件、都  
道府県への申請が 15 件増加して 57 件となり、全体でも 3 件の減少となっている。  
また、移行認定の申請件数については、国・都道府県ともに、平成 23 年度をピー  
クに減少しており、移行期間の終了を迎えた平成 25 年度においては、平成 24 年度  
の五分の一以下と大幅に減少している。

移行認可の申請件数については、国・都道府県ともに平成 24 年度がピークとな  
っており、平成 25 年度においては前年度の三分の一程度となっている。

諮問件数及び答申件数についても同様の傾向となっており、前年度申請分の諮  
問・答申が行われているため、平成 25 年度は概ね申請件数以上に諮問・答申が行  
われている。

公益認定等委員会が行った答申のうち、認定等の基準に適合しない(申請を認め  
ない)旨の答申をしたのは、移行認定について平成 21 年度及び 22 年度に 1 件ずつ、  
公益認定について平成 23 年度に 1 件であり、これ以外は、全て、認定等の基準に  
適合すると認めるのが相当である旨の答申をしている。

なお、内閣府・都道府県を通じて、全ての案件において、答申のとおり処分が行  
われている。

## 「国・都道府県別事務処理区分別件数」(各年度別)

### ○申請件数

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
公益認定	内閣府	8	25	29	53	58	40	213
	都道府県	4	15	24	29	42	57	171
移行認定	内閣府	33	176	540	818	505	100	2,172
	都道府県	26	198	1,121	2,764	2,362	399	6,870
小計	内閣府	41	201	569	871	563	140	2,385
	都道府県	30	213	1,145	2,793	2,404	456	7,041
移行認可	内閣府	9	54	246	852	899	265	2,325
	都道府県	7	49	353	2,241	5,087	1,626	9,363
計	内閣府	50	255	815	1,723	1,462	405	4,710
	都道府県	37	262	1,498	5,034	7,491	2,082	16,404

## ○諮問件数

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
公益認定	内閣府	2	22	28	41	50	40	183
	都道府県	3	14	22	30	33	61	163
移行認定	内閣府	6	106	512	821	572	133	2,150
	都道府県	6	159	995	2,663	2,416	578	6,817
小計	内閣府	8	128	540	862	622	173	2,333
	都道府県	9	173	1,017	2,693	2,449	639	6,980
移行認可	内閣府	3	28	224	807	913	320	2,295
	都道府県	4	37	302	2,127	4,858	1,942	9,270
計	内閣府	11	156	764	1,669	1,535	493	4,628
	都道府県	13	210	1,319	4,820	7,307	2,581	16,250

## ○答申件数

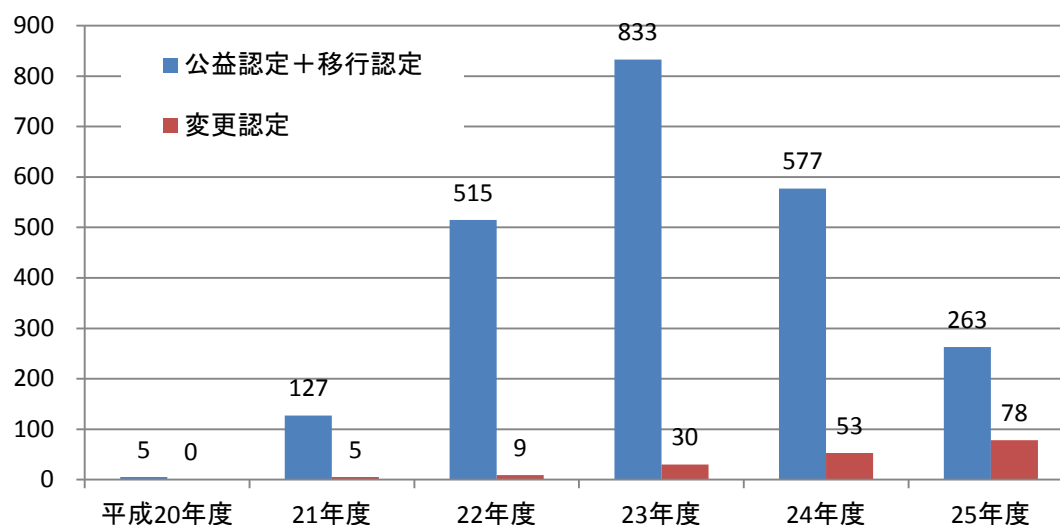
		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
公益認定	内閣府	2	22	26	(1)42	51	39	(1)182
	都道府県	3	13	(1)22	31	30	60	(1)159
移行認定	内閣府	5	(1)107	(1)511	817	577	133	(2)2,150
	都道府県	5	150	(2)945	(3)2,670	2,406	(2)640	(7)6,816
小計	内閣府	7	(1)129	(1)537	(1)859	628	172	(3)2,332
	都道府県	8	163	(3)967	(3)2,701	2,436	(2)700	(8)6,975
移行認可	内閣府	2	29	222	800	922	317	2,292
	都道府県	3	36	294	2,113	4,844	1,973	9,263
計	内閣府	9	(1)158	(1)759	(1)1,659	1,550	489	(3)4,624
	都道府県	11	199	(3)1,261	(3)4,814	7,280	(2)2,673	(8)16,238

( ) 内の数値は、答申件数のうち不認定が相当であるとした件数（内数）である。

## ○処分件数

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
公益認定	内閣府	0	20	29	39	44	39	171
	都道府県	1	12	15	29	29	57	143
移行認定	内閣府	5	107	486	794	533	224	2,149
	都道府県	5	146	933	2,646	2,095	990	6,815
小計	内閣府	5	127	515	833	577	263	2,320
	都道府県	6	158	948	2,675	2,124	1,047	6,958
移行認可	内閣府	2	27	218	773	859	411	2,290
	都道府県	5	34	285	2,068	4,305	2,560	9,257
計	内閣府	7	154	733	1,606	1,436	674	4,610
	都道府県	11	192	1,233	4,743	6,429	3,607	16,215

## ○公益認定・移行認定処分件数と変更認定件数の推移（内閣府）



## 2. 変更認定等

### (1) 制度の概要

公益法人が一定の事項（例えば、公益目的事業の種類又は内容）を変更する場合は、あらかじめ、行政庁から認定を受ける必要がある（変更認定）。行政庁は、変更認定の申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法 § 43 I ①）。

また、変更認定が必要ない場合であっても、公益法人は、一定の事項（例えば、法人の代表者の氏名等）に変更があった場合は、行政庁に届け出る必要がある（変更届出）。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない（認定法 § 45 I）。

### (2) 事務処理状況

平成20年度から25年度における内閣府及び都道府県の変更認定の申請及び変更届出の件数は、表のとおりである。

特例民法法人から公益法人への移行の進展を反映して、平成21年度から一貫して増加しており、平成25年度には、内閣府78件（前年度より25件増）、都道府県へ464件（前年度から320件増）の変更認定の申請が行われている。また、変更届出は、平成25年度に内閣府へ2,724件、都道府県へ8,092件の申請が行われている。



## ○変更認定申請、変更届出

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	変更認定	0	5	9	30	53	78	175
	変更届出	0	54	308	959	1,976	2,724	6,021
都道府県	変更認定	0	1	21	36	144	464	666
	変更届出	0	38	259	1,517	4,609	8,092	14,515
計	変更認定	0	6	30	66	197	542	841
	変更届出	0	92	567	2,476	6,585	10,816	20,536

## 3. 合併の届出等

### (1) 制度の概要

公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法 § 24 I)。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる(認定法 § 25 I・II・III)。

行政庁は、合併の届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(認定法 § 45 I)。また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。

### (2) 事務処理状況

平成 25 年度には、内閣府へ 4 件、都道府県へ 9 件の計 13 件の合併の届出があった。地位承継の認可申請はなかった。

## ○合併の届出・地位承継の認可申請

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	届出	0	2	0	1	3	4	10
	認可申請	0	1	0	1	0	0	2
都道府県	届出	0	1	1	1	1	9	13
	認可申請	0	0	1	1	0	0	2
計	届出	0	3	1	2	4	13	23
	認可申請	0	1	1	2	0	0	4

## 4. 変更認可等

### (1) 制度の概要

移行法人(移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって公益目的支出計

画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)は、公益目的支出計画を変更(軽微なものを除く)する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある(整備法 § 125)。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。また、変更認可が不要な場合であっても、移行法人は、一定の事項(例えば、法人の代表者の氏名等)に変更があった場合は、行政庁に届け出る(変更届出)必要がある(整備法 § 125Ⅲ)。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(整備法 § 135Ⅰ)。

なお、公益目的支出計画に基づく支出が完了したことについて、行政庁の確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、当該法人に対する行政庁の監督も終了することになる。

## (2) 事務処理状況

平成20年度から25年度には、内閣府へ1,993件、都道府県へ7,551件の計9,544件の公益目的財産額を記載した書類が提出されている。

変更認可については、平成20年度から25年度には、内閣府へ61件、都道府県へ91件の計152件の申請がなされている。

変更届出については、平成20年度から25年度には、内閣府へ909件、都道府県1,875件の計2,784件の届出がなされている。

### ○変更認可申請・変更届出

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	変更認可	0	0	1	13	18	29	61
	変更届出	0	4	10	85	314	496	909
都道府県	変更認可	0	1	0	4	13	73	91
	変更届出	0	1	7	64	439	1,364	1,875
計	変更認可	0	1	1	17	31	102	152
	変更届出	0	5	17	149	753	1,860	2,784

※ 変更認可は申請件数

(参考) 各年12月1日現在の法人数

		平成20年	21年	22年	23年	24年	25年
公益法人	内閣府	0	44	312	851	1,661	2,207
	都道府県	0	44	303	1,422	4,039	6,421
移行法人	内閣府	0	8	58	329	1,123	1,903
	都道府県	0	11	83	465	2,585	7,267
計	内閣府	0	52	370	1,180	2,784	4,110
	都道府県	0	55	386	1,887	6,624	13,688

## 公益認定等委員会における「温かい」審査の背景

公益認定等委員会では、法人の創意工夫や自主性を尊重し、法人の協力を得ながら柔軟かつ迅速で「温かい」審査を心がけている。これは、以下のような公益法人制度改革の趣旨に沿った方針である。

- ① 現行制度の基本的枠組みが、事前規制（事前規制型行政）から事後チェック（事後監視型行政）への転換を図るとする規制改革の流れの中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み（「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）別紙3）」において具体化されたものであること。
- ② この閣議決定において、官から民への流れの中で、公益法人を始めとする民間非営利法人は、「行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る」として、「社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である」とされたこと。

すなわち、旧民法に基づく従来の公益法人制度については、制度導入以来110年が経過し、

- ・ 設立が各主務官庁の裁量許可制で、新規設立が困難である、
- ・ 許可に当たって裁量の余地が大きく、公益性の判断基準が不明確である、
- ・ 既に公益性を失った法人が存続し続ける、
- ・ 各行政との密接な関係に起因するとみられる不祥事案等が起きる

など、主務官庁による事前規制型行政の限界が指摘されていた。

「公益法人制度改革の基本的枠組み」では、従来の「公益法人の設立に係る許可主義を改め」、「準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設」した上で、「民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について」「公益性を判断する仕組みを創設する」とされた。

一般的な非営利法人については、「自律的な運営を確保するため」の機関として社員総会又は評議員会を設けるなどとされた。また、運営の適正化を図るため、「理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する」とされた。

公益性を判断する仕組みは、「主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣府に民間有識者からなる委員会を設置し、一般的な非営利法人について公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう」とするとされた。公益性の判断要件は、「法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする」とされた。また、公益法人については、「理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求める」ほか、「法人の組織、運営等について、国民一般に対する情報開示の強化を図る」とされた。

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが一層多岐にわたる中で実施された公益法人制度改革は、事前規制型の主務官庁制から、法定された基準に基づく事後チェック型の行政に軸足を移すものであった。新制度は、法定化された公益性の基準の下で、法人の自己規律とそれを支える情報開示を基本とする制度への転換を図るものである。公益認定等委員会による「温かい」審査という方針は、正にこの事前規制型行政からの転換を示すものである。同時にそれには、事後チェック型行政として、法定化された公益性の基準の下で、法人による自己規律を促すための事後の適切な監督の仕組み（事後チェック）が欠かせない。新制度が機能するためには、公益法人の適正な運営を確保するための法人自らによる情報開示と自己規律、それを促すための法律に基づく監督（事後チェック）、そして、何よりもそれらに関心をもって見守る国民の関心と視点が重要となるものと言えよう。

## 第2節 監督

---

認定法は、公益法人に対して、民間による公益を担う主体として自己規律及び適正な事業実施を期待し、また前提としている。このために、公益法人や移行法人においては、各機関が法の規定に則り期待される役割を適切に果たすことにより、自らを規律していくことが運営の基本原則である。

行政庁は、法人の事業の適正な運営を確保する観点から、認定法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

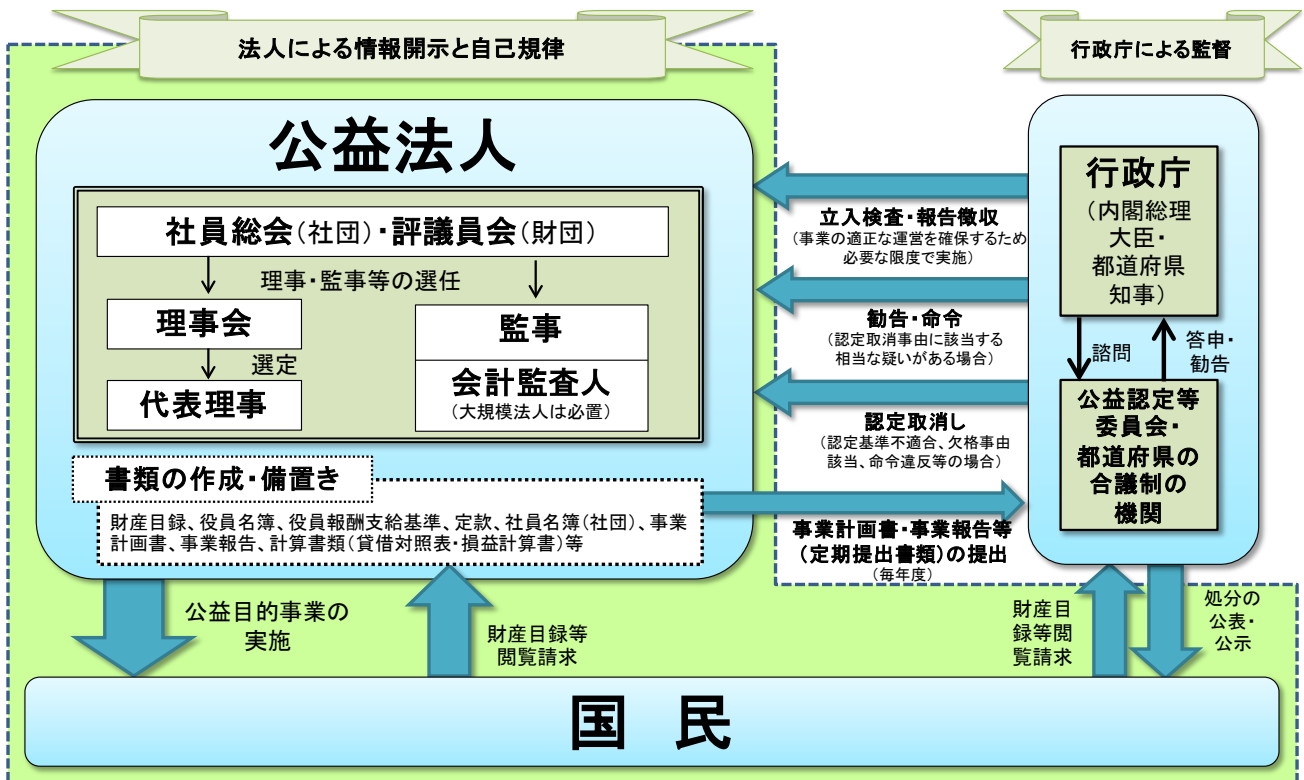
公益認定等委員会及び内閣府においては、公益法人制度改革により①監督について主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、次のような考え方で公益法人の監督に臨むことを基本としている。

- ア 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- イ 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ウ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- エ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

また、移行法人における監督については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、整備法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

<付属資料7> 「監督の基本的考え方」

＜図3＞ 「公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要」



## 1. 公益法人の監督

### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

公益法人の監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっている。公益法人が定期的に行政庁に対して届出を行うこととされている事業計画書や事業報告など（認定法 § 22）については、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（認定法 § 45 I、 § 53 II）。このほか、変更の届出、合併に係る届出についても、その写しを委員会に送付しなければならないとされている（20, 21 頁参照）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（認定法 § 46 I、 § 54）。

#### イ. 事務処理状況

公益法人による事業計画書等及び事業報告等の提出件数は、公益法人の増加により年々件数が増えている。

## ○ 事業計画・事業報告

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	事業計画	0	65	306	866	1,625	2,197	5,059
	事業報告	0	4	89	366	929	1,697	3,085
都道府県	事業計画	1	51	290	1,497	3,950	6,304	12,093
	事業報告	0	4	77	383	1,521	4,161	6,146
計	事業計画	1	116	596	2,363	5,575	8,501	17,152
	事業報告	0	8	166	749	2,450	5,858	9,231

### (2) 立入検査

#### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（注）は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（認定法 § 27 I、 § 59 I・II）。

（注）国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（認定法 § 27 I）、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除き、委員会に委任するとされている（ § 59 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（ § 59 II）

#### イ. 立入検査の考え方

監督の具体的措置のうち、立入検査は、公益法人の実態把握のための重要な手段の一つである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、公益法人に対しては認定法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

a 公益法人の立入検査は、認定法第 27 条第 1 項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。

b 概ね 3 年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする。

立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。公益法人の事業の運営状況に応じて立入検査の頻度を増やすなど、重点的かつ機動的な計画とする。

立入検査の対象となる公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね 1 か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。

c 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。

d 公益認定審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を拡げる必要があれば、臨機応変に対応する。

法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。

e 公益認定の基準又は欠格事由等に関連する公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

## ウ. 公益認定等委員会及び内閣府の事務処理状況

公益認定等委員会及び内閣府は、公益法人に対して平成 25 年度に 151 件の立入検査を実施している。立入検査の結果、特に監督上の措置を講ずる必要のある法人はなかった。

### ○公益法人に対する立入検査の実施状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	0	0	6	12	28	151	197
都道府県	0	0	9	69	433	1,465	1,976
計	0	0	15	81	461	1,616	2,173

## (3) 報告徴収

### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（26 頁の注参照）は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法 § 27 I、§ 59 I II）。

### イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

報告徴収については、委員会は、公益法人に対して、平成 25 年度に 27 件、次表のとおり報告を求めている。

### ○公益法人に対する報告徴収の実施状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	0	0	5	1	21	27	54
都道府県	0	0	0	6	31	107	144
計	0	0	5	7	52	134	198

法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告提出日
公財 (移行認定)	平成25年5月2日	選手の指導における暴力問題、独立行政法人の助成金問題	平成25年5月30日
公社 (移行認定)	平成25年5月17日	職員の横領に関する事実関係、当該法人の本件に関する考え方(財政基盤や今後の事業運営への影響等)、当該法人の関与の有無(役員財産管理への関与の状況等)、講じた措置(今後の予定を含む。)、社員総会での説明内容、外部第三者による事実関係の調査内容、会計監査	平成25年5月27日、6月11日、13日
公財 (移行認定)	平成25年6月5日	選手の指導における暴力問題、独立行政法人の助成金問題、理事による関係者へのセクシャルハラスメント問題、一連の事案を踏まえた法人としての認識について	平成25年6月25日
公財 (新規認定)	平成25年7月2日	事業計画書等の提出遅延理由、再発防止策	平成25年7月8日
公社 (新規認定)	平成25年7月2日	事業計画書等の提出遅延理由、再発防止策	平成25年7月10日
公財 (移行認定)	平成25年7月2日	職員の横領に関する事実関係、当該法人の本件についての認識、法人の役員等の本件の関与の有無(役員財産及び金銭管理等への関与の状況等)及び当該法人が講じた措置(今後の予定を含む。)、外部第三者による調査の実施状況等、法人の運営、外部監査	平成25年7月29日、9月27日
公社 (移行認定)	平成25年7月25日	職員の横領につき、公益法人の役員等の職責に照らした法人の執行部等の責任等、法人における第三者委員会の設置	平成25年9月30日、10月15日
公社 (移行認定)	平成25年7月29日	独立行政法人助成金の返還命令に対する対応状況、今後の補助金、助成金の取扱いについての改善方策、今回の再発防止策を含めた今後の法人の法令順守の徹底を確保する方策	平成25年8月29日
公社 (移行認定)	平成25年8月13日	社員に係る資格停止処分、社員による社員総会の招集の請求について	平成25年9月9日
公財 (移行認定)	平成25年9月10日	事実関係の全体像、法人としての考え方、本件における暴行事案と法人業務との関係、暴行に関係のある者で理事以外の該当者の有無、本件に関して講じた措置又は講じようとする措置(今後の対応を含む)	平成25年10月10日
公社 (移行認定)	平成25年9月10日	理事が暴力団関係者と交際していたとされる事案について、事実関係の全体像、法人としての考え方、法人及び法人業務との関係、法人が本件に関して講じた措置	平成25年10月10日
公財 (新規認定)	平成25年10月7日	監事の監査懈怠につき、法人における事実関係の把握状況、生じた原因について、再発防止策について	平成25年11月7日、12月6日
公財 (移行認定)	平成25年10月15日	職員の横領につき、第三者委員会の「第三者」性の確保、第三者委員会の調査事項の明確化等、必要な管理体制の構築等、実効性の確保	平成25年10月29日、平成26年4月30日、6月10日、7月11日、8月29日
公社 (移行認定)	平成25年10月16日	独立行政法人助成金の返還に係る役員等の責任、法人内部の意思疎通、コンプライアンスの確保、徹底、コンプライアンス委員会、監事の責任	平成25年10月30日
公社 (移行認定)	平成25年10月21日	副会長が暴力団関係者と交際していたとされる事案、理事に関する事案、事実解明の手法、法人としての考え方、本事案の重大性、適切な法人運営について	平成25年11月12日
公社 (移行認定)	平成25年10月22日	職員の横領につき、法人が把握している事実、調査の実施状況、被害防止のための措置の実施状況、今後の法人の運営への影響及び社員説明の実施、再発防止策等	平成25年12月11日
公社 (移行認定)	平成25年10月31日	職員の横領につき、25年度以降、損害金補填5ヵ年計画を実施している間、行政庁に対する事業報告等の提出時期に合わせて、提出するよう依頼	平成25年度以降5年間(事業報告等の提出時期に合わせて報告)
公財 (移行認定)	平成25年11月6日	法律に基づく役員等の選解任に係る評議員(会)の権限を定款等により制約することは法に反すること、法人の運営正常化に向けた今後の対応	平成25年11月12日及び13日
公社 (移行認定)	平成25年12月6日	役員と暴力団関係者の交際につき、法人からの回答漏れ、報告内容の齟齬、その他明確化を要する点	平成25年12月20日、平成26年1月29日
公財 (移行認定)	平成25年12月20日	監事の監査懈怠につき、法人における事実確認の把握状況、生じた原因について、再発防止策について	平成26年1月31日
公社 (移行認定)	平成25年12月26日	国庫補助金の取扱等、役員等の責任等	平成26年1月31日
公財 (移行認定)	平成26年1月31日	変更認定を受けることなく実施していた収益事業について、その①開始時期、②事業開始に至る手続き、③変更申請を行わなかった理由、④再発防止策等	平成26年2月27日
公社 (移行認定)	平成26年2月13日	職員の横領につき、役員等の責任、社員への説明、法人が把握している事実、調査の実施状況、再発防止策、今後の法人の運営への影響等	平成26年3月18日
公社 (移行認定)	平成26年3月4日	「裏金」の存否及び対処、役員等の責任、事業の運営等	平成26年3月28日
公社 (移行認定)	平成26年3月12日	不適正経理に関する各役員等の責任、経理的基礎及び技術的能力の回復のため法人が執る措置、再発防止策、負担金等の返還等	平成26年4月18日
公社 (新規認定)	平成26年3月18日	役員等の3分の1規制への抵触につき、法人における事実関係の把握状況及び措置状況等	平成26年4月18日
公財 (移行認定)	平成26年3月20日	①変更認定を受けることなく収益事業を実施していたことについて、理事、監事等の責任、②再発防止策の具体的内容	平成26年4月18日



#### (4) 勧告・命令・公益認定の取消し

##### ア. 制度の概要

行政庁は、公益法人が、認定法第 29 条第 2 項各号に規定する認定取消しの事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（認定法 § 28 I）。

また、行政庁は、勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（認定法 § 28 III）。

さらに、行政庁は、公益法人が①欠格事由に該当するとき、②偽りその他不正の手段により公益認定、変更の認定、合併の認可を受けたとき、③正当な理由がなく、認定法第 28 条第 3 項の規定による命令に従わないとき、④法人から認定取消しの申請があったときのいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならないこととされている（認定法 § 29 I）。また、行政庁は、①公益法人が、認定基準に適合しなくなったとき、②認定法の公益法人の事業活動等の規定を遵守していないとき、③法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したときのいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる（認定法 § 29 II）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第 28 条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 § 46 I、§ 54）。また、行政庁は、委員会の勧告に基づく場合等以外に、第 28 条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法 § 43 I、§ 51）。

##### イ. 公益認定等委員会及び内閣府における事務処理状況

###### (ア) 勧告

平成 25 年度において、公益認定等委員会は、認定法第 28 条第 1 項に基づく勧告を行うよう内閣総理大臣に対して 3 件の勧告を行った。

いずれの場合においても、勧告を受けた内閣総理大臣は、当該勧告に基づき、認定法第 28 条第 1 項に基づき、公益法人に対して必要な措置をとるべき旨の勧告を行った。なお、公益認定等委員会の勧告によらずに内閣総理大臣が勧告を行うことはなかった。

###### ○公益法人に対する勧告件数

	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	計
内閣府	0	0	0	0	0	3	3
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	3	3

内閣府における 3 件の勧告の主な内容は、次のとおりである。

(公益財団法人全日本柔道連盟)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、①指導における暴力問題等一連の問題に対する対応について、認定法第 5 条第 2 号に定める「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」に欠けている疑いがあること、②一連の問題について、法人の執行部、理事会、監事、評議員会がそれぞれの職責を果たさず、法人法に定められた職務上の義務に違反している疑いがあることから、平成 25 年 7 月 23 日に次のような内容の勧告を行った。

- a 事業の実施に当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための技術的能力及びこれに関連する経理的基礎を回復し、確立すること。また、問題の認められた助成金については速やかに返還の措置等を取るとともに不適正・不透明な会計慣行が再び発生することのないよう、再発防止策を徹底すること。
- b 一連の事態について、執行部、理事会、監事、評議員会の各機関における責任の所在を明確にし、適切な措置を講ずること。あわせて、各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。

(公益財団法人日本アイスホッケー連盟)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、法人の役員選任をめぐり、同法人の法人運営が法人法に基づいて適切に行われていない疑いがあることから、平成 25 年 11 月 19 日に次のような内容の勧告を行った。

- a 評議員会における役員の選任結果に基づき、速やかに旧体制から新体制への業務引継を行い、法人の業務を適切に執行する体制を速やかに確立すること。
- b 役員変更の登記及び行政庁（内閣総理大臣）への届出を遅滞なく行うこと。

(公益社団法人全日本テコンドー協会)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、社員総会における社員の議決権の行使が、法人法の規定に反して制約されている疑いがあることから、平成 25 年 12 月 10 日に次のような内容の勧告を行った。

- a 法人法第 48 条の規定に適合するよう、社員総会において全ての社員の議決権の行使を認めること。
- b 法人の賞罰規程につき必要な措置を講ずること。

(イ) 命令

内閣府では、平成 25 年度における公益法人に対する命令の実績はなかった。

(ウ) 公益認定の取消し

内閣府では、平成 25 年度における公益認定の取消しの実績はなかった。

<図4> 「公益法人及び一般法人に対する監督の制度」

	公益法人	一般法人 (公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	法人法＋認定法	法人法＋整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保 (認定法 § 27)	公益目的支出計画の履行の確保 (整備法 § 123)
定期提出書類の種類	事業計画書等 (認定法 § 22) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等 (認定法 § 22) (事業年度経過後 3 か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等 (整備法 § 127) (事業年度経過後 3 か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度 (認定法 § 27)	以下のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があるとき (整備法 § 128) ・ 正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ・ 各事業年度の支出が公益目的支出計画より著しく少ない ・ 法人の純資産額が著しく少ないのに公益目的支出計画の変更認可を受けず、その実施に支障が生ずるおそれがある。
勧告→命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき (認定法 § 28)	上記のいずれかに該当すると認めるとき (整備法 § 129)
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など (認定法 § 29) 〔 ※認定取消し → 一般法人となる ～公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与 〕	偽りその他不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法 § 131) 〔 ※認可取消し → みなし解散 〕

## 2. 移行法人の監督

### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。また、監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっており、行政庁に届け出られた書類等の写しは委員会等に送付し

なければならないとされている（整備法 § 135 I、 § 140）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、法律で定められた要件に従い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができる（整備法 § 136 I、 § 141）。

## イ. 事務処理状況

移行法人による公益目的支出計画実施報告の提出件数は、移行法人の増加により年々件数が増えている。

### ○公益目的支出計画実施報告

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	0	0	12	86	364	1,161	1,623
都道府県	0	0	16	127	596	2,827	3,566
計	0	0	28	213	960	3,988	5,189

## (2) 立入検査

### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合（次の a から c のいずれかに該当する場合をいう。以下同じ）に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（整備法 § 128 I、 § 143 I・II）。

- a 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- b 各事業年度ごとの公益目的のための支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

（注）国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（整備法 § 128 I）、その権限は委員会に委任するとされている（ § 143 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（ § 143 II）。

### イ. 立入検査の考え方

移行法人の立入検査は、公益法人同様「監督の基本的考え方」を踏まえ、整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

移行法人の立入検査については、整備法第 128 条第 1 項の規定に基づき、移行法人が、「正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと」など上に述べた 3 つの要件のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

#### ウ. 公益認定等委員会の事務処理状況

公益認定等委員会では、平成 25 年度における移行法人に対する立入検査の実績はなかった。

#### ○移行法人に対する立入検査の実施状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	1	2	0	3
計	0	0	0	1	2	0	3

### (3) 報告徴収

#### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法 § 128 I、§ 143 I II）。報告徴収の実施の具体的な要件は、立入検査と同じである。

#### イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

公益認定等委員会では、平成 25 年度における移行法人に対する報告徴収の実績はなかった。

#### ○移行法人に対する報告徴収の実施状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
内閣府	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	3	4	7
計	0	0	0	0	3	4	7

### (4) 勧告・命令・認可の取消し

#### ア. 制度の概要

認可をした行政庁は、移行法人が公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

また、認可をした行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

さらに、認可をした行政庁は、認可申請法人が偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない（整備法 § 131 I）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、整備法第 129 条等に基づく勧告、命令、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる（整備法 § 136 I、 § 141）。また、認可をした行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、整備法第 129 条等に基づく命令、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133 III、 § 138 II）。

#### イ. 公益認定等委員会及び内閣府における事務処理状況

内閣府では、これまで移行法人に対する勧告、命令及び認可の取消しの実績はない。

## 付属資料目次

資料 1	新しい公益法人制度の経緯	- 36 -
資料 2	委員会委員名簿	- 44 -
資料 3	委員会の事務・権限	- 45 -
資料 4	委員会の組織・運営に関する法令等	- 47 -
資料 5	審議の基本方針	- 50 -
資料 6	審議の中立性・公正性の確保について	- 50 -
資料 7	監督の基本的考え方	- 51 -
資料 8	委員長メッセージ（平成 26 年 1 月 1 日）、 大臣メッセージ（平成 25 年 12 月 10 日）	- 53 -
資料 9	内閣府令（認定法施行規則）の一部改正について	- 55 -
資料 10	公益法人の会計に関する諸課題の検討について	- 56 -
資料 11	公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について	- 59 -
資料 12	「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています	- 82 -
資料 13	「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換」を踏まえた 現状と課題	- 86 -
資料 14	公益法人の自己規律について	- 89 -
資料 15	行政庁の確認を受けた公益法人一覧（被災者支援寄附金関係）	- 90 -
資料 16	「各行政庁公益法人行政主管部局一覧」	- 91 -
資料 17	都道府県の合議制機関の委員名簿	- 92 -
資料 18	申請・答申に係る月次件数	- 98 -

## <付属資料1> 「新しい公益法人制度の経緯」

### 委員会設置までの経緯

- 平成14年3月29日
  - ・ 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
    - 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
  - ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定
- 14年11月
  - 「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成15年1月まで計7回開催）
- 15年6月27日
  - 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15年11月～
  - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
  - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
  - 16年11月19日 「有識者会議報告書」  
有識者会議26回、非営利法人WG14回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16年12月24日
  - 「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17年12月24日
  - 「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成18年通常国会に提出することを明記
- 18年3月10日
  - 「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18年5月26日
  - 「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18年6月2日
  - 「公益法人制度改革関連三法」の公布
- 18年8月15日
  - 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を閣議決定
- 18年10月26日
  - 「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸 日本公認会計協会常務理事）立上げ（全10回開催。平成19年3月29日検討結果取りまとめ）



- 19年1月19日  
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）、22日（参議院本会議）  
第一期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第一期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- ◆ 19年4月1日
  - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
  - ・ 第一期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 19年4月2日
  - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に佐竹正幸委員を指名
  - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
  - ・ 公益認定等委員会運営規則（公益認定等委員会決定第1号）
- ◆ 19年4月13日  
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- ◆ 19年6月15日  
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- ◆ 19年10月19日  
「公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について」（公益認定等委員会決定第2号）
- ◆ 20年4月11日  
**公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定**
- 20年4月23日  
内閣府新公益法人行政準備室長が各都道府県あてに府益準第3号を発出。内閣府が公益認定等ガイドラインを審査基準とすることを連絡するとともに、これに基づく制度の適正な運用を要請
- ◆ 20年10月10日  
公益認定等委員会が公益認定等ガイドラインを改正するとともに、新たに「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を決定
- 20年10月15日  
内閣府新公益法人行政準備室が各都道府県あてに府益準第13号を発出。一部改正後の公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を内閣府が審査基準とすることを連絡するとともに、引き続きこれらに基づく制度の適正な運用を要請

- ◆○ 20年12月1日
  - ・ **新公益法人制度の施行**（内閣府公益法人行政担当室が発足）
  - ・ 「新制度施行に当たっての委員長談話」を发出
  - ・ 内閣官房長官の下で開催された行政支出総点検会議が「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を取りまとめ公表
- 20年12月26日  
変更認定・変更認可等についてFAQを追加
- 21年1月30日  
監事の報酬等についてFAQを追加
- 21年3月27日  
公益目的事業か否かの判断についてFAQを追加
- 21年4月17日  
役員交代等についてFAQを追加
- 21年9月25日  
特定の学校の在学学生への奨学金及び医療事業についてFAQを追加
- ◆○ 21年11月1日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第64号）を施行。認定基準において特別の利益を与えてはならないこととされている関係者としての子法人及び親法人等に一般財団法人が含まれることを明確化
- ◆ 21年11月26日  
「公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話～民による公益の増進を目指して～」を发出
- 21年12月2日  
定款の変更の案の作成についてFAQを追加
- 21年12月24日  
「立入検査の考え方」を公表
- 21年12月25日  
「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を閣議決定
- 22年1月29日  
上部団体への負担金等についてFAQを追加
- 22年3月1日  
役員等に対する報酬等についてFAQを追加
- 22年3月25日（衆議院本会議）、26日（参議院本会議）  
第二期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第二期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 22年4月1日  
第二期公益認定等委員会の委員7名が鳩山内閣総理大臣から任命
- ◆ 22年4月2日  
第93回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名
- ◆ 22年4月22日  
日本記者クラブにおける委員長の記者会見
- 22年5月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第2弾」）
- ◆○ 22年6月18日
  - ・第101回委員会に蓮舫大臣が出席、挨拶
  - ・行政刷新担当大臣名で「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表
- 22年7月22日  
移行申請を促進する大臣メッセージの発出
- 22年10月21日  
法人から移行登記日の希望があった場合に処分日の調整を行うことを公表
- 22年11月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第3弾」）
- ◆ 22年12月1日  
委員長メッセージ「新公益法人制度施行三年目を迎えて～民による公益の増進を目指して～」を発出
- ◆ 23年1月1日  
公益活動に関する大臣メッセージ及び委員長メッセージの発出
- 23年2月9日  
各府省に対し、法人に対する支出や権限付与の内容等について、公益法人又は一般法人へ移行後の事後チェックを行うよう要請する通知（府益担第1560号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）を発出
- 23年3月11日  
14時46分、東日本大震災発生（公益認定等委員会が予定されていたが、中止）
- ◆ 23年3月31日  
「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出
- 23年5月20日  
公益法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第174号）。

- ◆ 23年5月27日  
委員長メッセージ「移行期間の折返しを迎えて」を発出
- 23年6月10日  
公益法人等に対する寄附金（東日本大震災により滅失又は損壊した建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。））が指定寄附金となる（財務省告示第204号）。
- 23年6月24日  
公益財団法人ヤマト福祉財団に対する寄附金（東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金）が指定寄附金となる（財務省告示第209号）。
- 23年6月30日  
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の公布・施行により、公益社団・財団法人のうち一定の要件を満たすことについて行政庁の証明を受けた法人に対する個人の寄附金について、税額控除が選択適用できる制度を導入
- 23年7月12日  
内閣府公益法人行政担当室において、「政府系公益法人の見直しについて」を取りまとめて公表
- 23年8月1日  
行政庁である内閣府として行政手続法に定める標準処理期間（移行認定・移行認可・新規認定：4か月、変更認定・変更認可：40日）を設定し、公表
- 23年9月12日  
介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業についてFAQを追加
- 23年11月29日  
早期申請を促進する大臣メッセージの発出
- ◆ 23年12月1日  
委員会だよりの紙面をリニューアル（公益法人の活動紹介を開始）した上で、以降は毎月発行
- ◆ 23年12月22日  
移行審査に当たっての確認事項（役員選任手続、国・独立行政法人からの補助金・委託費等、検査検定・資格認定等事業関係）について申請（予定）法人に事務連絡を発出
- ◆ 24年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆○ 24年4月1日  
委員長メッセージ「新年度を迎えて」を発出
- 24年6月1日  
「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（行政改革実行本部決定）

- ◆ 24年7月24日  
委員長メッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」の発出
- 24年8月1日  
控除対象財産関係及び法人会計の黒字関係についてFAQを追加
- 24年9月28日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて公表
- 24年11月6日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する支出の全体像について公表
- 24年11月19日  
同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い等について、都道府県の意見を踏まえてFAQを修正・追加
- 24年11月27日  
大臣メッセージ「新公益法人制度移行期間は残り1年」を発出
- 24年11月30日
  - ・ 移行登記希望の沿った処分日の調整について、平成26年4月1日の移行登記希望まで対応することを基本とすることを公表
  - ・ 東日本大震災の影響により、移行期間内に申請に必要な書類を整えることが困難な特例民法法人からの申請について、行政手続法上の「補正」により対応することが適当であることを被災県に通知（府益担第9026号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
- ◆ 25年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆ 25年1月18日  
第222回委員会に稲田朋美大臣が出席、挨拶
- ◆○ 25年1月23日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第1号）の施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は収益計上しないことができること等の措置を規定
- ◆ 25年1月29日  
シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催
- ◆ 25年2月8日  
委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を発出

**第三期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 25年4月1日  
第三期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 25年4月5日  
第233回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を

## 指名

- 25年4月12日  
「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
- ◆ 25年4月29日  
山下委員長の英国チャリティ委員会訪問
- 25年5月31日  
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第167号）の閣議決定。公益法人が募集する寄附金のうち、一定の要件を満たしていることについて行政庁の確認を受けた場合は、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しない旨の措置が講じられた（当該措置は、平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入から適用）。
- ◆ 25年6月14日  
「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施（以降、6月21日、7月12日、19日、26日に実施）
- 25年6月3日  
共済事業についてFAQを追加
- ◆ 25年7月12日  
「公益法人の会計に関する研究会」を設置
- ◆ 25年7月23日  
「公益法人の自己規律について」を公表
- ◆ 25年8月29日  
「『公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換』を踏まえた現状と課題」を公表
- 25年10月31日  
移行期間の満了による特例民法法人の解散に伴う旧主務官庁の対応について各都道府県に通知（府益担第6648号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）  
なお、同日、各府省庁及び最高裁判所事務総局にも事務連絡を发出
- ◆○ 25年11月30日  
5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
- 25年12月10日  
大臣メッセージ「公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって」を发出
- 25年12月25日  
行政改革推進本部において、平成24年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況について公表
- ◆ 26年1月1日  
・委員長メッセージ「ポスト移行期間の新年に」を发出
- ◆○ 26年3月3日  
・公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第13号）を施行。公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、

国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる旨の規定を追加。

- ・公益目的事業財産についてFAQを追加

<付属資料2>

「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第三期) 平成25年4月1日から28年3月31日

	あめみや	たかこ	
○※	雨宮	孝子	元 明治学院大学大学院法務職研究科教授
	かどの	いずみ	
	門野	泉	清泉女子大学長
	きたち	たつあき	
	北地	達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
	こもり	みきお	
※	小森	幹夫	公認会計士、前 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	ほり	ゆたか	
	堀	裕	弁護士、千葉大学理事・副学長
	めぐみ	さゆり	
※	恵	小百合	前 江戸川大学社会学部現代社会学科教授
	やました	とおる	
◎	山下	徹	NTT データ取締役相談役

◎：委員長 ○：委員長代理

※常勤委員

(注) 肩書は、平成26年3月31日時点



## ＜付属資料3＞

## 「委員会の事務・権限」

### ◆認定法に基づくもの

#### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（認定法 § 43）。

- (1) 公益認定の申請（§ 7 I）、変更の認定の申請（§ 11 I）又は合併による地位の承継の認可の申請（§ 25 I）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 公益法人が任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、必要な措置をとるべき旨の勧告（§ 28 I）、勧告に係る措置をとるべきことの命令（§ 28 III）又は公益認定の取消し（§ 29 I・II）をしようとする場合（これらの措置を受ける公益法人が欠格事由に該当する場合等を除く。）
- (3) 認定法の規定により委任された公益認定の基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (4) 地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事に対して公益認定の取消しその他の措置を行うべき指示（§ 60）を行おうとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

#### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならないが、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 44）。

#### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、変更の届出（§ 13 I）、合併等の届出（§ 24 I）、解散等の届出（§ 26）に係る書類の写し及び提出を受けた財産目録等（§ 22 I）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 45 I）。
- (2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見（§ 31）を委員会に通知しなければならない（§ 45 II）。
- (3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 45 III）。

#### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、公益法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 27 I、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する（§ 59 I）。

#### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付等を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、公益法人が認定の取消事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 46）。

#### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 47）。

## ◆整備法に基づくもの

### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（整備法 § 133 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）。

- (1) 移行認定申請（§ 44）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 移行認可申請（§ 45）又は変更認可申請（§ 125 Ⅰ）に対する処分をしようとする場合（行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (3) 行政庁の勧告（§ 129 Ⅰ）を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことの命令（§ 129 Ⅱ）又は認可の取消し（§ 131 Ⅰ）をしようとする場合（公益目的支出計画の変更の届出（§ 125 Ⅲ）等をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合を除く。）
- (4) 整備法の規定により委任された、都道府県の合議制の機関が諮問を要しないと認めるときの基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、認可の取消しについての行政不服審査法による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 134）。

### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、公益目的支出計画の変更等の届出（§ 125 Ⅲ）、合併等の届出（§ 126 Ⅰ）、移行法人が公益認定を受けた場合の届出（§ 132 Ⅱ）に係る書類の写し並びに提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（§ 127 Ⅲ）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 135 Ⅰ）。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 135 Ⅱ）。

### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、移行法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 128 Ⅰ）を委員会に委任する（§ 143 Ⅰ）。

### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、移行法人が公益目的支出計画が適正であること等の基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 136）。

### 5. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 137）。

## <付属資料4>

## 「委員会の組織・運営に関する法令等」

### ◎認定法（抄）

#### （設置及び権限）

第32条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### （事務局）

第42条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

#### （資料提出その他の協力）

第47条 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### （政令への委任）

第49条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

### ◎公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （専門委員）

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

#### （部会）

第2条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### （議事）

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

#### （事務局次長）

第4条 委員会の事務局に、事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

#### （事務局の内部組織の細目）

第5条 前条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎公益認定等委員会事務局組織規則（平成19年内閣府令第22号）

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則を次のように定める。

(事務局に置く課等)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第2条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 局務の総合調整に関すること。
- 三 委員会の人事に関すること。
- 四 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。
- 五 委員会所属の物品の管理に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 八 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これらを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問並びに内閣総理大臣への勧告に関すること（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、局務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審査監督官の職務)

第3条 審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

(企画官)

第4条 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎委員会運営規則（平成19年4月2日公益認定等委員会決定第1号）

(総則)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第4条 委員会に対する諮問は、内閣総理大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が内閣総理大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第43条第1項、第2項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
- 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第133条第2項、第3項第1号及び第2号並びに第4項に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行する。

## <付属資料5>

### 「審議の基本方針」

平成 19 年 4 月 13 日  
公益認定等委員会

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

注 柱書の記述は、公益認定法第 1 条（目的）から抜粋

## <付属資料6>

### 「審議の中立性・公正性の確保について」

平成 19 年 10 月 19 日  
公益認定等委員会決定第 2 号

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

## < 付属資料 7 >

### 監督の基本的考え方

平成 20 年 11 月 21 日

内 閣 府

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、国の監督機関（行政庁たる内閣総理大臣及び法律で内閣総理大臣の権限を委任された公益認定等委員会）は、次のような考え方で新公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある新公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

なお、移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人をいう。以下同じ。）については公益目的支出計画の履行を確保する観点から監督を行うこととされており、移行法人が公益の目的のための支出（整備法第 119 条第 2 項第 1 号各号の支出をいう。）を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として新公益法人の監督に準じた考え方で監督を行う。

#### 注 監督の具体的措置の範囲

「監督」は、公益認定（新規、移行）、移行認可の登記終了後、行政庁及び法律で行政庁の権限を委任等された合議制の機関が、新公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、また、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、行うものである。

新公益法人については、公益法人認定法では第 2 章第 3 節に「公益法人の監督」が設けられ、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認定の取消し等の規定が置かれているほか、他節に規定されている変更の認定、定期的な事業報告等も新公益法人の事業の適正な運営を確保するための措置であり、これら全体を監督の具体的措置として捉えることとする。

移行法人については、整備法第 123 条第 2 項に監督の根拠規定が置かれ、更に公益目的支出計画の変更の認可、公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出、報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定が置かれており、これらを監督の具体的措置として捉えることとする。



公益認定等委員会委員長メッセージ  
～ポスト移行期間の新年に～

平成 26 年 1 月 1 日

新年明けましておめでとうございます。

昨年 11 月末で 5 年の移行期間が終了しました。この 5 年間、特例民法法人の皆様にとっては移行申請が、公益認定等委員会と全国の合議制機関にとっては移行審査が、それぞれ最大の課題でした。しかし今後は、更なる公益の増進に向けて共に歩んでいくこととなります。

将来を展望するには、この 5 年で公益法人とその活動環境がどう推移してきたのかを顧みることが必要です。

制度改革前、寄附優遇税制の対象となる特定公益増進法人は 900 法人足らずでした。制度改革後は全公益法人がその対象となり、10 倍の約 9,000 法人が所得控除の対象となる見込みです。平成 23 年度に導入された税額控除制度の対象法人も順調に伸び、既に 700 を超えています。実際、昨年の内閣府の調査では、税額控除対象の公益法人に対する個人からの寄附金の額は、税額控除制度の導入の前後で 3 倍となるなど著しい伸びを示し、個人による少額のきめ細かな寄附の広がりが公益法人に対する寄附全体の底上げをもたらしていることを実感します。

平成 24 年度の事業報告書でみると、全国で約 5,500 の公益法人が年間 2,000 億円を超える寄附の支援を受け、2 兆 5 千億円の規模の公益目的事業を行い、移行した一般法人においても年間 5,000 億円を超える公益目的に係る支出が行われています。「民による公益活動」は着実に成長しています。

一方で、新制度の下で公益法人に期待される法人のガバナンスと、一部法人の運営実態や関係者の認識に乖離があることも事実です。新制度に移行しても、法人運営の意識が旧民法時代から脱却しておらず、評議員や社員、監事、理事の役割や責任の自覚が不足している事例があることを、不祥事案等を通じて痛感します。

税制優遇を受けて活動する公益法人は、国民の信頼の上に初めて存立し得る存在です。そのためには、各法人が自らを律する意識が何より重要です。公益法人の皆様におかれては、公益の担い手としての自覚と責任をもって、将来を見据えた事業の計画と方針を立て、実施していただくことを切に願います。また、法令で求められるディスクロージャーの枠組を超えて透明性を高め、寄附者に対する報告を充実させるなど、年が改まったことを機に、国民の信頼を獲得するためのより積極的な方策に思案を巡らせていただくことを期待いたします。

このような状況を踏まえ、公益認定等委員会としては、今年、引き続き法人運営をサポートする視点で法の運用に当たるとともに、法人における自己規律の意識を促すための周知に努めてまいります。加えて、移行期間における制度改革の状況を取りまとめるとともに、公益活動の増進に関する今後のあり方を模索するため、法人との対話の場を設けてまいりたいと思います。

新公益法人制度の真価が問われるのはこれからです。移行を機に磨かれた組織と事業で、その力を存分に公益活動に注いでいただき、本年が新公益法人にとって実り多き新たな始まりの年となりますよう、心より祈念いたします。

内閣府公益認定等委員会委員長 山下 徹

## <付属資料 8 >

### 大臣メッセージ ～公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって～

平成 25 年 12 月 10 日

平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されてから 5 年が経ちました。本年 11 月末をもって旧公益法人の新制度への移行期間が満了し、公益法人制度改革が大きな節目を迎えました。

新制度の施行時、旧公益法人は全国で 24,317 法人ありました。5 年間で 20,736 法人が新たな公益法人又は一般法人への移行を申請し、このうち 9,054 法人が新公益法人を選択しています。新制度では全ての公益法人が寄附税制の優遇を受ける特定公益増進法人となります。平成 20 年 4 月時点で特定公益増進法人だった旧公益法人は 862 法人でしたので、10 倍以上に増加することになります。これは、公益法人制度改革の大変大きな成果です。

また、移行申請を行うに際し、各法人がそれまで行ってきた事業内容を精査し、制度改革の趣旨を踏まえて自ら最も適切と考える法人形態を選択したことも、我が国非営利部門の歴史に残る意義あることだったと考えます。公益法人はもとより、一般法人に移行した法人も、引き続き公益目的支出計画に基づいて公益的な活動を行っていくこととなります。

新制度の下で、内閣府は、各都道府県とともに公益認定法上の行政庁であると同時に、公益法人制度を所管しています。この機会に、そうした担当大臣の立場から、新公益法人に向けて一言申し上げます。

新制度では、従来の各府省等の裁量による設立許可や監督が廃止され、法律に定められた明確なルールの下、法人自らが民間法人として自主的・自律的に事業や法人運営を行うことが可能となりました。実際に、東日本大震災発生以降、多くの公益法人が被災地支援や復興に向けた取組を行っているなど、既に数多くの公益法人が新制度の下、それぞれの分野で活躍しています。

一方、ガバナンスの欠如に起因する公益法人の不祥事案が少なからず発生していることも事実です。内閣府では既に 3 法人に対して、公益認定法に基づき、法人の業務運営の是正を促す勧告を行いました。

公益法人は、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在です。国民からの信頼を得つつ、自主的・自律的な法人運営を行っていただくことが大変重要です。

公益法人の皆様におかれましては、民による公益を担う存在としての高い志と、社会に対する責任意識を持ちながら、今後一層、積極的に公益活動を行っていただきたいと思います。

内閣府として、今後とも公益認定等委員会等と連携し、より多くの法人に新公益法人制度を活用してもらうための制度の理解促進と、より多くの国民に公益法人を支えていただくための情報発信に努めることにより、公益法人が活躍できるための環境整備を図り、民による公益活動の発展に一層尽力してまいります。

内閣府特命担当大臣 稲田朋美

## <付属資料9> 内閣府令(公益認定法施行規則)の一部改正について

### 背景

- 公益法人は、寄附を受けた財産等を「公益目的事業財産」として保有
- 公益目的事業財産については、法律上、公益法人は「公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。」としており、例外は、「内閣府令(公益認定法施行規則)で定める正当な理由がある場合」に限定

#### ◇公益認定法第18条

第十八条 公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。  
一～六 (略)

#### ◇公益認定法施行規則第23条

第二十三条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。  
一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又はき損した場合  
二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を廃棄することが相当な場合

### 問題の所在

◎使用見込みの低い基金等が公益目的事業財産である場合、返納可能か。

- ⇒ 目的である事業が終了している等、公益目的事業を実施する上で必要がなくなった財産については、もはや公益認定法第18条に掲げる公益目的事業財産として法人内にとどめる合理性に欠ける
- ⇒ 一方で、公益認定法上、国庫返納等、当該財産の取扱いについて、必ずしも明確ではない。
- ⇒ 「正当な理由」として明記が必要

### 対応(公益認定法施行規則の一部改正)

- 公益認定法施行規則第23条第3号として、公益目的事業財産を処分できる正当な理由に、「国等からの補助金等に由来する基金等の自主返納」ができる旨規定を追加する。

### <公布・施行>

平成26年3月3日(月)

## <付属資料10>

### 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日  
公益認定等委員会

#### 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

#### 2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

#### 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

##### (1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

##### (2) 委員会との関係、検討プロセス等

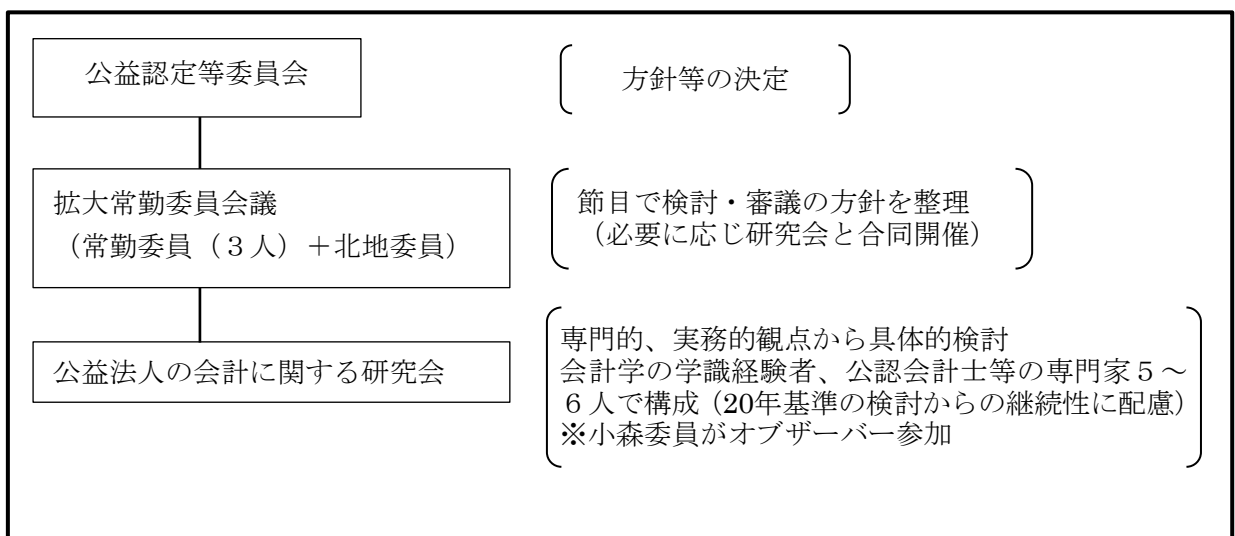
- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

(注2) 3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

#### 4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

平成 26 年 4 月 18 日

公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会

## 1. はじめに

移行期間の終了も間近となった平成 25 年 7 月、公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計の諸課題の検討を行うこととした。具体的には、同委員会の下で、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催し、専門的な観点から具体的な検討を行うこととなり、これを受けて研究会は、同年 8 月の初会合以来、公益法人や関係者からの意見聴取等を行いつつ、これまで議論を進めてきた。

公益法人は、変動する社会経済情勢の下で継続的に活動を続けている。公益法人の会計基準もそれに対応して反映をしていかなければならない。このため、「公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討する」ために設けられたこの研究会にも、特に設置期限は設けられていない（参考資料）。しかしながら、今回の取組は、平成 20 年 12 月の新公益法人制度の施行以来約 5 年ぶりに初めて、新制度の下での会計上の課題を洗い出して検討を行うものであり、ある程度まとまった作業となる。差し当たりこの作業には概ね 1 年程度を見込んでいるが、検討課題も多岐にわたるため、一連の検討を一通り終えた後に初めて取りまとめを行うよりも、途中で一度その時点の検討状況について中間的な取りまとめを行い、公益認定等委員会に報告を行うとともに、多様な利害関係者に対する情報提供の機会とすることが適切と考えられた（資料 4 参照）。

この取りまとめは、以上のような経緯と考え方に基づくものである。したがって、関係者におかれては、今後検討を行う課題も多いこと、及び、以下に言及する内容についても引き続き検討を続けていく段階にあることに御留意を願いたい。

## 2. 新公益法人制度における会計基準と検討の対象

公益法人は、会費や寄附金及び補助金を受け入れ、税制優遇を受けて公益目的に資する事業を実施する社会的な存在である。このため、法人としてしっかりとした経理処理、財産管理を行うとともに、その活動を財務諸表を通じて明らかにすることが、多様な利害関係者に、ひいては国民に対して説明責任を果たす上で極めて重要である。

公益法人の会計処理を適正に行い、法人の財務状況を正確に表すため、会計帳簿及び計算書類を作成する基準として、公益法人会計基準が定められている。平成 20

年12月には新公益法人制度が施行され、独立した合議制の機関（国の場合は、内閣府公益認定等委員会）の関与の下で、内閣総理大臣又は各都道府県知事が、法定された基準に従い公益法人の認定及び監督を行うことになった。この新たな制度を踏まえ、会計基準についても、内閣府の公益認定等委員会により「平成20年公益法人会計基準」（平成20年4月11日（平成21年10月16日改正）。以下「平成20年会計基準」という。）<sup>1</sup>が策定された。

内閣府が平成25年7月に内閣府所管の公益法人・移行法人に対して行った「公益法人会計基準適用についてのアンケート」においては、約94パーセントの法人が平成20年会計基準を適用しており、平成20年会計基準が定着しつつある状況が伺われる。

一方で、同アンケートでは、平成20年会計基準を適用している法人のうち約20パーセントが、平成20年会計基準について、現場で実際に適用する観点から改善点を挙げており、同基準をより使いやすくしてほしいという要望が見受けられる（資料1）。

また、公益法人の中間支援団体の一つである（公財）公益法人協会が平成25年6月から7月に実施したアンケートでは、約31パーセントの法人が平成20年会計基準に「不都合を感じている」という結果になっており、同協会では「計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない」としている（資料2）。

加えて、会計監査の実施に責任を有する公認会計士の団体である日本公認会計士協会から公益認定等委員会に提出された「公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）」（平成25年7月12日。以下「公認会計士協会要望」という。）においても、平成20年会計基準には企業会計基準との関係性について「実務上の混乱」が生じている点があり、これに「対処すべく早急に検討する必要がある」とされている（資料3）。

このように、現在の公益法人会計の在り方については、各方面から課題が指摘されている。研究会においては、平成25年11月末をもって新公益法人制度への5年間の移行期間が終了し、民法に基づき設立された旧公益法人（特例民法法人）が本格的になくなり、新公益法人制度が新たな段階に入っていくことになることを踏まえるとともに、法人にとってより利用しやすく、かつ適切な会計制度の在り方について議論を行うこととした。議論に当たっては、新公益法人制度を踏まえて策定された平成20年会計基準及び同運用指針<sup>1</sup>を前提とし、また、小規模法人が多いという公益法人の実務上の制約にも配慮した。

### 3. 課題の抽出

研究会はまず、上記の内閣府アンケートを参照するとともに、内閣府及び公益認

<sup>1</sup> 「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日（平成21年10月改正）内閣府公益認定等委員会）



定等委員会に関連の要望等を提出した（公財）公益法人協会及び日本公認会計士協会から意見を聴取し、検討課題及びその優先順位を議論<sup>2</sup>し、その結果を委員会に報告した（資料4）。その際、特に法人からの要望が高く、可能な限り早急な対応が求められる小規模法人の負担軽減策について、優先的に整理・検討を行うこととした。

検討に際しては、明治29年（1896年）の民法施行以来110年ぶりの大改革である新公益法人制度が施行されてまだ5年であり<sup>3</sup>、まずは制度の定着を図ることが重要であることを踏まえ、制度の運用改善を中心に据えることとした<sup>4</sup>。

#### 4. 課題の整理・検討状況

今回の検討においては、事業規模が小さい公益法人の負担の軽減ということが一つの焦点となった。

小規模法人の負担軽減策については、公益法人はその事業規模に関わらず税制優遇を受ける責任ある社会的存在であるという観点と、事業規模も小さく事務処理の体制も脆弱な法人にどこまでの対応を求めるのかという観点の両面から検討を行う必要がある。また、改善策を具体化するに当たっては、事業規模の小さい法人の範囲をどのように設定するかについても検討が必要になる。研究会においては、法人へのヒアリングを行いつつ検討を行っているが、現在までの検討状況は、以下のとおりである。

##### （1）財務三基準<sup>5</sup>など制度に関連する検討課題

事業規模が小さい法人からは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）における財務三基準のうち、収支相償（認定法第14条及び第5条第6号）の運用の弾力化等についての要望が強かった。

##### （収支相償）

「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている（認定法第14条）。収支相償は、財源を最大限に活用して受益者の範囲を可能な限り拡大することを目的とした制度であるが、法人からの要望の背景には、特に小規模法人においては毎期（毎事業年度）の収支が変動しやすい傾向にあることから、法人運営を安定的に行うためには、複数年度にわたる収支を見た上で、事業の拡大等剰余金の消費のための方法を決めたいという実態があるものと思われる。

<sup>2</sup> その際には、公益認定等委員会の常勤委員も出席し、意見を表明した。

<sup>3</sup> 5年の移行期間の満了は平成25年11月末であり、当研究会の発足（平成25年8月）は、その満了前であった。

<sup>4</sup> ただし、法令・制度とはいえ運営の細目を定めているような場合もあり、また、当研究会が内閣府の下で検討を行うことを考え、公益認定等委員会又は内閣府が制定改廃の権限ないし責任を有している範囲、すなわち内閣府令レベル以下については、必要に応じて検討の視野に入れることとした。

<sup>5</sup> 公益目的事業比率、収支相償、遊休財産額の保有の規制

具体的な要望や提案としては、以下のようなものがあつた。

ア) 複数の公益目的事業区分を有している場合であっても、複数の公益目的事業全体を一本とみなして収支相償の判定を行うことはできないか。

イ) 現行の「特定費用準備資金」以外に、公益目的事業に使用されることが確実な形での積立金として、「財政安定化資金」の設置を認め、当該資金へ繰り入れることにより収支相償を満たすものと判定することはできないか。

ウ) 事業年度ごとではなく、複数年の収支状況を対象に適合性を判断することはできないか。

ア) については、事業区分は、事業の目的等の相違により法人自らが設定したものであり、「受益者の範囲の拡大」という目的を達成するためには、事業区分ごとに収支相償が実現されていることを判定しているものと考えられるが、一方で法人からは運営の自由を過度に制限することになっていないかという意見もあり、検討を行った。

研究会の検討では、事業ごとに対象者が異なる場合、ある事業の対象者が他の事業の対象者が支払うべき費用を肩代わりし、過大な負担を負うことになる可能性があるなどの問題点が指摘された。また、事業区分は法人の申請で設定されており、合理的な理由があれば、法人が申請し委員会の認定を受けて公益目的事業の区分を統合することが可能であるため、収支相償の判定を事業の区分と異なる区分で適用する理由はないのではないか、との考えで概ね一致を見た。

イ) については、法人側から、特に内容を限定せず公益目的事業費に充てる財産としての財政安定化資金を設けることができれば、災害等の不測の事態の際の公益事業のニーズにも対応でき、また剰余金の発生を抑制するための無駄な消費を防止する効果もあることから、保有したいとの要望もあり、検討を行った。

研究会の検討では、用途を特定しないままに剰余金を確実に公益目的事業に使用することをどのように担保できるのか、もしできないのならば税制優遇を受ける公益法人として適切か、運用によっては、収支相償の趣旨を完全に没却することとならないかなどが論点となった。結局、「内容を限定しない」と「公益目的事業費に充てること」の担保を両立させるための方策を見出すことは難しく、収支相償制度のすり抜けになることを払拭できないのではないか、とされた。

ウ) については、一般に公益目的事業は事業年度を単位として実施されるものであることから、認定法第14条に規定される費用と収入のバランス（「適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」という収支相償の判断も、事業年度単位で行うことが原則となる。しかしながら、法人側からは、単年度では偶発的事象により収支相償を満たせない場合があり、複数年の実績で判定することが合理的であるとか、また、収支を相償させるために無駄な支出を行うなどモラルハザードが生じるといった意見もあり、検討を行った。

研究会の検討では、まず、仮に複数年を対象に適合性を判断するとした場合には、途中年度で剰余金が発生しても、最終年度が終わるまで様子を見ることになる

が、他方では、当該複数年度の終了までに確実に収支相償するようにする<sup>6</sup>ためには、途中段階で対応策の検討等を求めることが必要にならざるを得ないではないか、との指摘があった。一方、現在は、剰余金が発生した年度の翌年度に（すなわち、前事業年度の決算を行うタイミングで）その対応策の検討を求めているが、事業の拡大等の計画を立案するためには必要な予算の確保等のため一定の期間を要することから、困難な場合もあり得る<sup>7</sup>。このため、法人に責任ある経営を求める観点からは、例えば、剰余金の生じた年度の翌年度に対応策検討のスケジュールの提出を求め、当該年度又は次年度当初<sup>8</sup>に剰余金解消のための具体的な計画を機関決定して提出させるといった案が検討された。この案については、制度の信頼性を損なうことはないか、どのようにすれば適正な運用のため必要な管理・監督ができるかなどの検証が必要であり、引き続き検討課題として議論を深めることとした。

#### （遊休財産規制）

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、当該事業年度における公益目的事業の実施費用の額の原則1年分を超えてはならないとされている（認定法第16条、第5条第9号等）。遊休財産規制についても、遊休財産の保有制限を緩和できないかとの要望が寄せられたため、運営上改善できる事項がないか、検討を行った<sup>9</sup>。

研究会の検討では、要望の理由が、例えば単年度において諸事情により公益目的事業費が低くなってしまうことや、期末時点において一時的に資金が多くなること<sup>10</sup>などであったため、必ずしも緩和が必要な理由には当たらないのではないかと考えられた。

## （2）財務諸表の様式に関する検討課題

平成20年会計基準において財務諸表の一部として位置付けられている貸借対照表の内訳表の作成や法人会計区分の必要性について、法人側からは、事務負担の割に必要性がどこまであるか理解できず疑問とする意見があった。

#### （貸借対照表の内訳表）

貸借対照表の内訳表については、公益認定等ガイドライン<sup>11</sup>上、収益事業等から生じた利益のうち50パーセントを超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人については、内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3

<sup>6</sup> 複数年度においてもなお収支相償を満たさない場合には、法人にとっても認定法違反の問題を免れ得ないから、当該期間内における収支均衡は確実なものである必要がある。

<sup>7</sup> 法人においては、事業年度終了後3か月内に行う決算の確定時に剰余金の額を確定することになるが、その時点までに当該剰余金の次年度以降の発生見込みを見極め、その計画的な用途や解消方法を熟慮検討し、機関決定まで行うことは現実的に難しい場合があるとの指摘である。

<sup>8</sup> 具体的には、次年度の予算の策定に合わせて策定する等が考えられる

<sup>9</sup> 遊休財産の限度額（公益目的事業費の1年分）そのものは法定されている。

<sup>10</sup> 例えば、会費納入時期が事業年度の末近くであるためなど法人の事情による場合

<sup>11</sup> 「公益認定等に関する運用について」（平成20年4月11日（平成25年1月23日最終改正）内閣府公益認定等委員会）。公益認定処分についての行政手続法第5条の定める審査基準に当たる。

つに区分して表示することとなっている。内訳表は、認定法第 18 条及び認定法施行規則<sup>12</sup>第 24 条に基づく繰入れが行われているか否かを判断する意味があるものであるが、そのために、法人にとって事務負担の大きい様式がどこまで必要なのかという意見があった。

研究会の検討では、小規模法人には事務処理の体制が盤石でないという事情はあるとはいえ、この問題は公益法人一般に関係する問題であり、また、財務諸表において公益目的事業財産を公益以外の事業に利用されないかをどのように検証するかという制度上の重要な問題にも関係する。このため、小規模法人に限定せずに引き続き整理・検討を行うこととなった。

#### (正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分)

正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分については、認定法第 15 条に規定する公益目的事業比率の算定のために、同条第 3 号の「公益法人の運営に必要な経常的経費の額」を表示するものとして、平成 20 年会計基準上全ての法人に設けることを義務付けている。これについて、法人側からは、例えば、公益目的事業のみ実施する法人については、法人会計区分を義務付けなくても、公益目的事業会計の中で同様の内容を表現できるのではないかという意見があった。加えて、収益事業等を行う法人についても義務付け廃止の検討対象とすべきではないかという意見もあった。

研究会の検討では、後者の意見については、当該法人に法人会計区分を義務付けないこととすると、法令上求められている収益事業等の利益の 50 パーセントの公益目的事業費への繰入れが検証不可能になる（資料 5）ため、適切ではないのではないかと考えられた。一方で、公益目的事業のみ実施する法人については、そうした事情はなく、また、対象を特に小規模な法人に限定する理由もないのではないかと考えられた。

しかし、この場合、法人会計区分の作成の義務付け廃止に当たり、管理費の財源（収益）をどのように考えるか、特に法人会計区分における剰余金をどのように取り扱うかが論点になり、実効性のある負担軽減策について引き続き検討することとなった。

### (3) 会計処理に関する検討課題

#### (重要性の原則)

平成 20 年会計基準では、重要性の乏しいものについて簡便な方法によることができるとする「重要性の原則」が規定されており、平成 20 年会計基準の注解 1 において適用例が掲げられている。そこで、小規模法人に対する負担軽減策について、既存の当該規定の活用ができないか検討を行った。また、「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日（平成 26 年 2 月 3 日最終改正）日本公認会計士協会・日本

<sup>12</sup> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）

税理士連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)を参考とし、中小企業に特有な処理として措置された会計処理項目の中で、公益法人の特徴を踏まえ小規模法人に同様の措置を講ずることが可能なものがあるかについても検討を行った。

研究会の検討では、小規模法人については、法人の事務体制も脆弱な場合が多いため、重要性の原則の定めに従って、「重要性」の有無を判断することが難しいことを考慮し、小規模法人の運営において比較的影響の少ない一定の項目については、一律に簡便な方法を認めることで概ね一致を見た。

具体的には、例えば、以下のとおりである。

ア) 有価証券の評価について「満期保有目的の債券」については、償却原価法を適用しないことができるのではないかな。

イ) 「ファイナンスリース取引」については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのではないかな。

ウ) 「税効果会計」は適用しないことができるのではないかな。

エ) 「財務諸表の注記」に関しては、担保に供している資産や保証債務等の偶発債務のようなリスク情報や、ガバナンス確保の観点から重要と考えられる関連当事者との取引の内容等について引き続き記載が必要だが、その他の継続事業の前提に関する注記、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳等、一部の記載を省略できるのではないかな。

(事業費・管理費の配賦基準)

公益法人は、毎事業年度の事業費総額のうち公益目的事業の実施費用が50パーセント以上でなければならない(認定法第15条及び第5条第8号)。この公益目的事業比率を算定するためには、事業費・管理費の配賦が必要となるため、例えば両者に共通する経費についても「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦」することとされている(認定法施行規則第19条)。公益認定等ガイドラインにおいても、それぞれに含むことができる費目を例示するとともに、共通する費用を配賦する際の参考となる基準を示している。しかしながら、特に小規模法人においては、配賦する額が小さい割には、毎事業年度の決算で配賦根拠を自ら整理して適用すること自体に事務負担(及び果たしてどのような基準を用いれば「適正」に配賦したことになるのかという挙証責任に伴う負担感)が大きく、改善を求める実需が大きいと考えられたため、検討を行った。

研究会の検討では、小規模法人の過度の負担を軽減し、法人の「身の丈」に合った実行可能な方策を何らかの形で示せないかと議論した。具体的には、以下の案についてそれぞれ検討を行った(資料6)。

ア) 事業費と管理費の割合として一定値を利用してよいことにしてはどうか。

イ) 管理費及び共通費用の費目を定め、後者について一定割合で配賦してよいことにしてはどうか。

ウ) 共通費用の配賦割合について、申請時等に用いた割合を継続的に使用することを原則認め、「大きな状況変化」があった場合に、配賦割合を見直すこととしては

どうか。

ア)については、公益目的事業比率が常に一定になり、その把握に問題があることから不適切であり、また、イ)については、管理費の費目と共通費の含まれる費目の範囲を確定できないので困難と考えられた。

これに対し、ウ)については、多種多様な状況に置かれている公益法人において、比較的現実的な軽減策であると考えられた。ただし、この案については、一時的要因による配賦割合の変動が生じた場合に適切に対処する必要があることのほか、使用する配賦割合の見直しについては、「大きな状況変化」の内容をより明確にするとともに、特段の事由がなくとも一定年数の経過後に見直しを行うこととしてはどうかといった意見が出され、引き続き検討することとなった。

#### (4)「小規模法人」の対象範囲について

以上の諸課題のうち、主に(3)の会計処理に関する検討課題については、簡便な会計処理方法の対象とする事業規模の小さい法人の具体的な範囲をどのように考えるかが実務的に重要な問題となるため、検討に入った。

研究会では、収益、資産、寄附金・補助金の受領の有無等の定量的条件が検討された。また、併せて定性的な条件として、法人の自己規律の取組(例えば、自主的・自発的に情報開示をインターネットで行っている等)を重視すること等を条件とする案も出され、引き続き検討することとなった。

### 5. 今後の検討方針

研究会では、昨年8月の発足以来これまで、小規模法人の負担軽減策を優先的な検討課題として議論してきた。しかし、小規模法人といっても公益法人としての社会的責任を担うことに変わりはない。また、この検討は、小規模法人のため別途の会計基準を定めようとするものではなく、あくまで、現行の会計基準の趣旨を踏まえ、できる限り運用上の簡素化を図るものである。また、各法人におかれては、今後具体化した負担軽減策の適用に当たって、小規模法人といえども原則的な会計処理を行うことが望ましいことについては御留意を願いたい。

今後の検討に当たり、研究会としては、小規模法人に対象を限らず議論することとした制度運用の課題等については、委員会との連携の下、引き続き議論を深めていくとするとともに、重要性の原則の適用等に関する技術的な課題については、実務面での検討を更に進めることとする。

さらに、定期報告書類や個別の会計処理・表示の課題等の検討にも取り組むこととしているところである。

新公益法人制度については、平成25年11月末までの5年間の移行期間を経て、寄附の税制優遇を受ける特定公益増進法人は、旧公益法人制度時代の862法人から、約9,400法人と10倍超に上る見込みである。また、全公益法人の実施する公益目的事業費の総額は約2兆5千億円を超え、寄附金収入の総額は2,200億円に上ってい

る<sup>13</sup>。

我が国の経済を再生し、成長を持続的なものとするためには、「全ての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」<sup>14</sup>が重要であり、公益活動の発展に対する期待は大きい。それに応えるためには、新公益法人制度の下で、国民の信頼を確保しながら、法人の公益活動の増進に資するよう、制度の定着と普及を図っていくことが求められる。公益法人の会計の在り方についても、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、新公益法人制度の普及促進の観点から、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を行っていく予定である。

これらの検討の結果については、現段階では、本年中を目途に取りまとめる予定としている。その後公益認定等委員会に報告・提出し、その審議を求めて、具体化と実施を目指すこととしたいと考えている。

---

<sup>13</sup> 平成 24 年度の公益法人 5,494 法人の活動実績（事業報告等）による（資料 7）。活動実績の報告については、毎事業年度終了後 3 か月以内に行政庁へ提出することになっている。

<sup>14</sup> 平成 25 年 4 月 19 日安倍内閣総理大臣「成長戦略スピーチ」より抜粋

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果

平成 25 年 9 月 20 日

I 概要

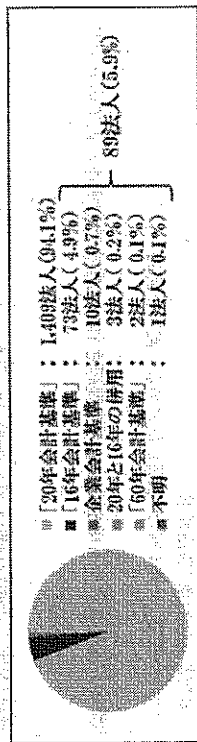
実施期間：平成 25 年 7 月 1 日(月)～7 月 16 日(火)  
対象法人数：平成 25 年 6 月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済み(行政府・内閣府)で、かつ、移行後の計算書類を作成したことのあると思われる法人 2,429 法人

(うち、公益社団法人 406、公益財団法人 1,004、  
一般社団法人 579、一般財団法人 440)

有効回答数：1,498 法人 (61.7%)  
(うち、公益社団法人 254、公益財団法人 634、  
一般社団法人 330、一般財団法人 280)

II 結果(項目 1～3)については、平成 25 年 8 月 12 日の速報にて公表済み)

項目 1：貴法人におかれましては、いずれの会計基準を適用されていますか？

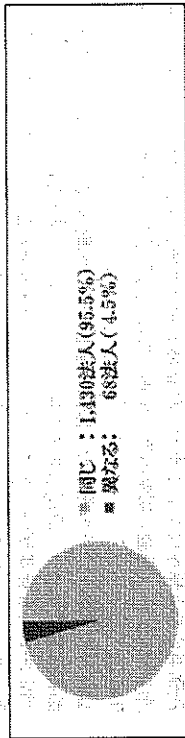


※20年会計基準以外を適用されている場合の理由(選択式・複数回答可。89法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :39 法人
- ・移行法人へ移行したが、公益目的支出計画の年数が短い  
ため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :25 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :11 法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :10 法人
- ・経理業務を税理士・公認会計士に委託しており分らない。 :4 法人
- ・その他(自由記載) :25 法人

一般社団法人において、むしろ説明が繁雑となり意味を異いせず、事務負担が増えるだけ／公益認定移行申請に続き、定期提出物の作成などにより、会計基準の変更まで手が回らなかった 等

項目 2：理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？



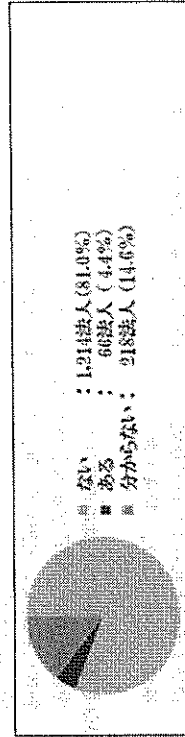
※異なる上の回答をされている場合の理由(選択式・複数回答可。68法人が対象)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :18 法人
- ・20年会計基準が難しいため。 :16 法人
- ・移行法人へ移行し、公益目的支出計画の年数が短い  
ため、従前から適用している16年会計基準を用いている。 :14 法人
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用しているため。 :7 法人
- ・決算業務及び定期提出書類等の作成を税理士・公認  
会計士等に委託しており分らない。 :4 法人
- ・その他(自由記載) :39 法人

事業との対応が16年基準のほうがわかりやすいため／高齢の役員も多く、従来から説明に使用している格式を変更することが難しい／厳密な独立採算を求められており、固々の事業取支を説明するうえでは事業ごとの財務諸表(収支計算書を含む。)を使用するほうが理解が得られやすいため 等

項目 3：仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

(※一般論として、1,498法人が対象)





※支障があると回答されている場合の支障の内容(自由記載)

個々の成り立ちや事業の性質、税務上の取り扱い等で、民間企業と異なる特徴をもった法人が多い公益法人に、民間基準に準じた処理等を採用した場合、決算書自体がそもそも、わかりやすいものになるのか疑問/比較的少人数で経理処理をしていることが想定されるため、過大な事務負担を強いことになる恐れ/小規模な法人のため資産分割していないが資産や費用を内訳表作成上分割しなければならぬ/公益法人会計システムのソフトは、商品数が少なく高価、理事会での会計報告の際になかなかご理解頂けない/煩雑である 等

項目4: (現在、20年会計基準を適用されている法人のみお答えください。)20年会計基準を適用されていて、改善した方がよいと考えられる点などありましたら記載してください。

※1409法人が対象(自由記載)

→合計282法人(20.0%)が改善した方がよい点を回答

感想等を回答されたものを除き、問題提起された内容を整理すると以下のとおりである。

## I. 会計基準の枠組みに関するご意見 (31件)

○小規模法人の負担軽減

- ✓ 仕訳や会計区分間の資金融通等の仕方について明確なルールがないので、特に小規模法人にとって簡便な会計処理方法を具体的に示してほしい。(同旨7件)
- ✓ 公益法人について民間企業並みの損益会計が果たして必要なのだろうか。小規模法人については、簡便な会計基準による方法もあるのではないかと。(同旨5件)
- ✓ 正味財産に占める指定正味財産の比率の低い法人(たとえば30%以下)や指定正味財産の金額が小さい法人(たとえば5億円以下)については、指定正味財産額を注記事項にする等により、正味財産を一般正味財産と指定正味財産に区分しない方法もあるのではないかと。(同旨1件)
- ✓ 人規模に合わせた注記の適用除外等の高価な表示を許容すべきではないかと。(同旨1件)
- ✓ 区分経理に伴い元帳や会計伝票数が増加し、事務負担が増加している。少人数で経理事務を行っている法人を考慮して、事務負担が軽減されるように改善してほしい。
- ✓ 事務局が一人の法人では、給与手当として実質的に本人の報酬等が開示されるのと同然になる。財務諸表での表示の仕方を検討していただきたい。

## ○会計と税務における表記の一本化

- ✓ 会計上の話と税務上の話で乖離している部分が散見される印象があるので、一本化されるといい。(同旨1件)

## ○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ 企業会計基準を適用するほうがよい。(同旨5件)
- ✓ 新規に設立した一般社団・財団法人には、準拠すべき会計基準が明確でない。明示されたい。
- ✓ 公益目的支出計画が完了した一般社団・財団法人も準拠すべき会計基準を明示、または会計基準を設定してほしい。
- ✓ 一般社団・財団法人が適用する会計基準について、一般社団・財団法人法施行規則第21条及びFAQ問VI-4-(1)又は(2)で示していることと、「一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計慣行によること」が求められていることと及び20年会計基準は、「一般社団・財団法人に義務付ける会計基準ではなく、法人の会計処理の利便に資するもの」の考えを踏襲して検討されること。
- ✓ 開示書類、理事会・評議員会説明書類等に20年基準の書式を使用しているが、病院事業等の管理には病院会計準則の形式での計算書、補助金での事業の報告には収支計算書を別途作成している。各事業を継続的に実施するには効率的な運営管理が必要だが、そのために必要な数値は20年基準による計算書では得られない。学会運営に整合した会計基準とするほうがよい(学会運営の法人からの記載)。

## II. 財務基準に関するご意見 (73件)

○区分経理関係

- ✓ 法人会計区分は不要ではないか。(同旨13件)
- ✓ 区分経理は必要ではないか。(同旨12件)
- ✓ 流動資産の各預金については、公益事業会計と法人会計に分けるのは、不可能ではないか。現金・預金の区分経理の効率的な管理方法を示されたい。(同旨9件)
- ✓ 公益目的事業(1つ)のみを行う法人の場合に、正味財産増減計算書内訳表等の必要性を感じない。簡便な方法を検討してほしい。(同旨8件)
- ✓ 認定法等と会計基準が混同しているが、貸借対照表内訳表の作成の意義を再検討してほしい。作成する場合には作成の方法を示してほしい。(同旨6件)
- ✓ 管理費の配賦作業が非常に煩雑である。配賦作業の簡素化の仕組みを示してほしい。(同旨1件)
- ✓ 正味財産計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成方法について、運用指針等

で具体的に明示してほしい。具体的な仕訳方法等が明らかになされていない。  
 ✓ 財務諸表の内訳表は主に公益目的支出計画のため（当財団の場合）にのみ作成されているため、必ずしも事業ごとの収益と損益の状況を客観的に示すものとなっていない。会計基準の中で内訳表の位置付けを明らかにすべきと思われる。会計区分ごとの資産管理は煩雑である。法人会計の財源を公益目的事業会計から充てられるよう、柔軟な制度にして頂きたい。寄付金募集にあたり、予め法人会計の割合を示すのは困難。

○収支相償関係

✓ 事業収入で運営をしている法人は、収支相償を厳格に適用した場合、将来事業運営が立ち行かなくなってしまうという危機感がある。（同旨2件）  
 ✓ 年度によっては偶発的事象により収益が超過し、収支相償を満たせない場合がある。収支相償を数年間の実績で判定するなど、判定方法を柔軟化できないか。（同旨1件）  
 ✓ 会計の目的は適正な期間損益計算にあるが、「収支相償」は会計処理に恣意性を介入させる風床となる可能性があるため、廃止すべき。

○公益目的事業比率関係

✓ 費用の配賦方法を簡素化してほしい。（同旨5件）  
 ✓ 平成20年基準においては、事業費に「従来の管理費の一部」が加算されることになっている。議員会・理事会等の直接費用を除いた管理費を合理的な基準に基づき按分し、公益目的事業・収益事業に関する部分を事業費として計上することになるが、会計本来のディスクロージャーの観点からは法人の損益がわかりにくくなった。配賦について、具体的かつ明確な基準を示してほしい。

Ⅲ. 公益法人に特有な会計上の観点（Ⅱ.以外）についてのご意見（71件）

○有価証券の評価方法等関連

✓ 売買目的以外で時価評価している有価証券について「全部純資産直入法」や、取得価額のまま時価情報で注記という方法を認めてほしい。（同旨4件）  
 ✓ 売却損益、償還損益の取り扱いにつき、評価損益等とは区分して表示するよう検討してほしい。（同旨1件）  
 ✓ 20年会計基準に従って評価損益等にて当期経常増減額の調整を行っているが、外買の換算差額等、会計基準上評価損益等に含まれるものとそうでないものの区分のベースにある基本的な考え方がよく理解できず、精算算出される評価前当期経常増減額についても説明等に苦慮している。公益設定の財務基準判定の基礎となるものなので、詳細な解説がほしい。

○事業費・管理費科目関連

✓ 管理費の取扱要領について、科目ごとの具体的な取扱要領の例示を示してほしい。（同旨1件）勘定科目名が公益法人独自である。企業会計基準の一般的な勘定科目名と揃え方がわかりやすいのではないか。（同旨1件）  
 ✓ 勘定科目について、従来の事業形態科目に近い形（例：総会費、理事会費）にできないか。（同旨1件）  
 ✓ 経常外増減の部の科目の利用内容の解説がほしい。  
 ✓ 事業費と管理費の区別が曖昧であり、管理費総額の表示が困難。

○指定正味財産から一般正味財産への振替

✓ 指定正味財産の一般正味財産に振り替える際の勘定科目名にはばらつきがある。統一性が必要ではないか。  
 ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替という考えが分かりにくい。（振替処理をやめて、一般正味財産、指定正味財産内で完結できるような記載に出来ないでしょうか。）

○財務諸表上の様式・勘定科目

✓ 財産目録の情報開示はどの程度必要か、記載内容を再検討してほしい。（同旨2件）  
 ✓ 公益目的事業以外の事業を収益事業等と表示した場合、本来の収益事業と紛らわしいため混乱がある。収益事業等ではなく新しい表示文書を検討してほしい。  
 ✓ 貸借対照表において正味財産の基本財産及び特定資産への充当額を0響きで表記しているが、別途、財務諸表に対する注記においてもその内訳を詳細に記載しており、重複しているため、貸借対照表における当該表記を廃止すべき。  
 ✓ 一般財団法人は財務諸表の名称、科目等について企業会計と同じにすべき。  
 ✓ 注記が分かり難い。  
 ✓ 「財務諸表に対する注記」の「基本財産および特定資産の増減額ならびにその残高」について類型が示されているが、その難解の「当期増加額」や「当期減少額」欄には合計額を記載する扱いとなっており、内訳がわからない。情報開示の観点からは内訳を作成すべきではないか。  
 ○正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表関係  
 ✓ 黄金ベースの資料のほうに分かりやすいと思います。（同旨11件）

- ✓ 理事会、総会時に20年会計基準で書類を示しても分かり難いとのご指摘を受けて、16年会計基準から20年会計基準への移行3年程度、説明資料を別個に作成して説明をしていた。個々の事業が支出で追えるように考えてほしい。(同旨7件)
  - ✓ 法人全体の各科目の合計が一覧できないため、正味財産増減内訳書で事業費と管理費を縦連にするのではなく、並列で表示する形式にして頂きたい。(同旨4件)
  - ✓ 正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表は科目が同一であるので、重複感が強い。評議員会等において公益認定基準との関連で説明をする必要があるが、その説明には内訳表が至便である。「内訳表に計算書の内容をすべて具備させるため、計算書だけの項目である前年度実績とその増減を内訳表に追加記載した場合は計算書は作らなくてよい」こととしたらよい。(同旨4件)
  - ✓ 計算書の名称について、「収支予算書」だと以前の資金収支予算書と誤解されやすいので、「損益予算書」或いは「正味財産増減予算書」のような名称に変更してほしい。(同旨3件)
  - ✓ 財務諸表の様式に、税金(法人住民税および事業税)の記載箇所が明示されていない。(同旨2件)
  - ✓ 正味財産増減計算書で期首・期末の正味財産残高は不要ではないか。(同旨1件)
  - ✓ 貸借対照表内訳表を作成しない場合、正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高については記載できないのではないか。(同旨1件)
  - ✓ 法人会計の区分は不要。管理費は各事業区分に表示すべき。
  - ✓ 正味財産増減計算内訳書は、表は大きい方が内容が空虚なため不評であり、また会員より見づららしいという意見が多い。
  - ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記で資金に関する情報を補足できないか。
  - ✓ 予算標準が義務でなくなったのなら、収支予算書も義務化はやめてほしい。
- IV. 定期報告書類等と会計の関係 (5件)
- ✓ 決算書類を定期提出書類に代替できないか。(同旨2件)
  - ✓ 事業報告等に係る提出書類の軽減、または社員総会に用いている資料で、報告事項を補完できると事務の簡素化につながる。(同旨1件)

以上

## いわゆる平成20年公益法人会計基準について (公法協の評価)

- 1 法制上の遵守基準と融合した精緻な会計基準
- 2 遵守基準を精査する立場の行政にとっては便利な会計基準
- 3 しかし、計算書類を作成する公益法人及びこれを閲覧する一般国民にとっては理解が容易ではない会計基準

### (参考) 公法協ウェブアンケート (平成25年6月～7月実施)

質問9:公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっているが、同基準について、何らかの不都合がありますか。

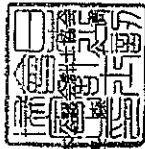
- |               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 1. 不都合は感じていない | 841 | 51.8% |
| 2. 不都合を感じている  | 499 | 30.7% |
| 3. わからない      | 283 | 17.4% |

発信先件数	6,710
回答件数	1,623



非営利 25 第 5 号  
平成 25 年 7 月 12 日

内閣府公益認定等委員会  
委員長 山下 徹 殿



日本  
公認  
会計  
士協  
会

### 公益法人会計検討のための体制の整備について（要望）

「公益法人会計基準」(平成 20 年 12 月 1 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府  
公益認定等委員会、以下「平成 20 年基準」という。)に関する課題について検討するた  
めの仕組み(体制)の整備を要望いたします。

#### 1. 現状の課題

平成 20 年基準は、大小様々な規模、様々な事業を行う公益法人(公益社団・財団  
法人、移行法人、申請法人及び一般社団・財団法人、以下同じ。)が適用する一般  
標準的な基準であり、基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な組織がな  
いものの、国際的な動向、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされ  
ているところです。

しかしながら、公益法人の活動目的や組織特性を踏まえると、必ずしも企業会計基  
準をそのまま取り入れることが望ましいとは言えないとの声もあり、貸借除去債務に  
関する会計基準等の昨今の新しい会計基準の適用可否や、もし適用するとした場合に  
企業と同じ考え方で良いのか等の疑問が現場から寄せられており、実務上混乱が生じ  
ております。

さらに、平成 20 年基準は、公益認定制度に対応した会計基準であることを背景と  
して、制度的な要請が会計基準に反映されております。例えば、指定正味財産と一般  
正味財産の区分、会計区分間の資金移動、貸借対照表内訳表の作成要否など、会計理  
論では判断することができない部分もあり、制度趣旨に照らして明らかにされる必要  
があります。

#### 2. 今回の要望

そのような状況の中、現行実務上の課題や環境変化に伴う新たな会計事象に対応で  
きる仕組み(体制)が必要であり、個別の会計論点を検討していくための場を設け、  
関係者間で継続的に協議を行っていくことが望ましいと考えます。それに当たって、  
当協会としてもできる限り協力して参りたいと思っております。

なお、現状、平成 20 年基準のほか、「公益法人会計基準」(平成 16 年 10 月 14 日 公

益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年基準」と  
いう。)等を適用することも許容されており、平成 20 年基準が仮に改正された場合に  
は、平成 16 年基準との違いが大きくなり、適用する会計基準が異なる法人間の比較  
が困難になる可能性があります。民間の公益活動を活性化し、法人の信頼性を高める  
ためには、寄付者等に対して財務情報を開示することが重要であり、各法人の活動状  
況を比較・実態把握するための有用な情報が提供されることにより、公益活動の促進  
につながると考えられます。

そこで、公益法人会計基準の適用状況につき実態調査の上、公益法人の会計実務に資  
適度な負担とならないのであれば、比較可能性が担保され、情報利用者の利便性に資  
するよう、適用する会計基準を統一していくことが望ましいと考えます。

#### 3. 当協会の取組と協力のお願

以上のお通り要望させていただきましたが、当協会では、公益法人会計だけの課題  
ではなく、非営利組織会計全体の課題として認識しております。「1. 現状の課題」  
で述べさせていただいた課題は、実務の混乱に対処すべく早急に検討する必要があります  
課題ではありますが、将来的には、非営利組織の活動目的、組織特性を踏まえた会計  
の基礎概念となるフレームワークが設定され、各非営利組織の会計基準設定主体が当  
協会のフレームワークを基礎として会計を整備していく仕組みの下、検討・対応されるこ  
とが望ましいと考えます。

当協会では、非営利組織の会計の基本概念となるフレームワークを積極的に検討し  
ていきたいと考えており、本取組に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

## 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

### 1. 検討課題

#### (優先順位A)

##### ○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊸・㊹・㊺・㊻)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊸・㊹・㊺・㊻)

##### ○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊼)  
→議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊼)

##### ○制度と会計基準の分離可能性 (㊽)

→個別項目の議論の前提として意見交換

##### ○法人会計の区分(必要性) (㊾・㊿)

##### ○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊿・㊽・㊾)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊿・㊾)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊽・㊿)

#### (優先順位B)

##### ○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊿・㊽・㊾)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊿・㊾)
- ✓ 遊休財産規制 (㊿・㊽・㊾)

##### ○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊿・㊽・㊾)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (㊸・㊹)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 他会計振替の考え方 (㊸・㊹・㊺)
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (㊹)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方 (㊹)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊹)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊸・㊹)

(優先順位C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2) の控除対象財産と財務諸表の関係 (㊸・㊹)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊸・㊹)

○会計基準の設定主体の在り方 (㊸・㊹)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (㊹)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊸：公益財団法人公益法人協会

㊹：日本公認会計士協会

㊺：委員

㊻：アンケート結果

## 2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

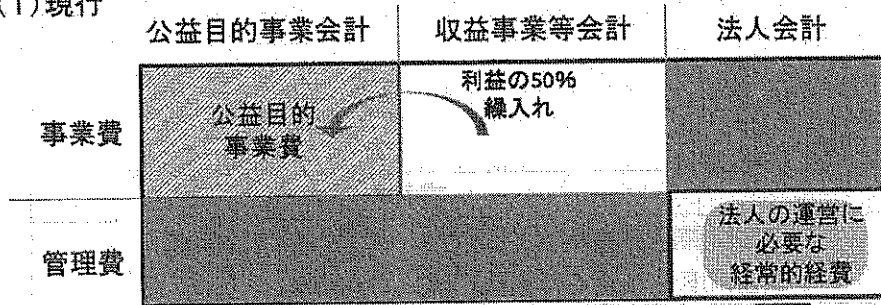
- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。



# 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討

資料5

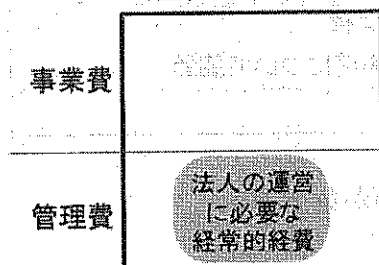
(1) 現行



(義務付けないことを検討)

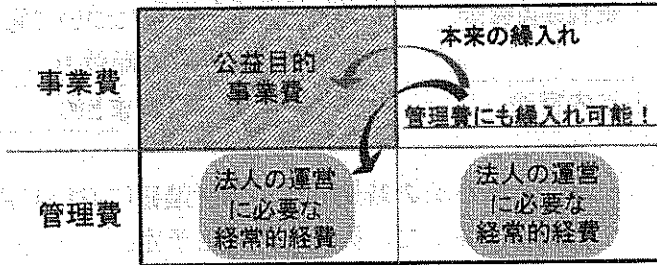
(2) 法人会計を設けない場合

① 公益目的事業のみの法人  
公益目的事業会計



➡ ○ 繰入れは不要

② 収益事業等も行う法人  
公益目的事業会計 収益事業等会計

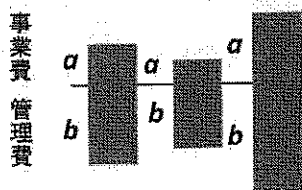


➡ × 事業費への繰入れが検証不能

# 小規模法人の事業費・管理費の配賦に係る検討

資料6

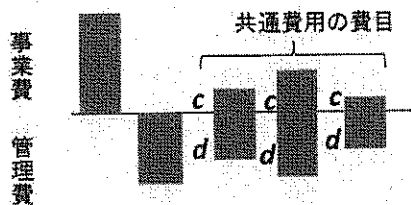
案1 法人は、事業費と管理費の割合として一定値を利用してよいことにする



公益目的事業比率が常に一定になり不適切ではないか

自動的に公益目的事業比率の判定をクリアすることになりかねない

案2 管理費及び共通費用の費目を定め、法人は共通費用の費目について一定割合で配賦してよいことにする

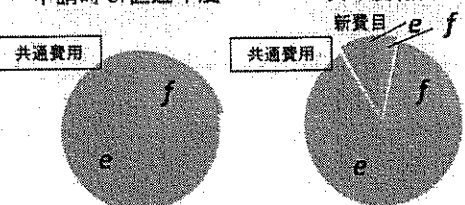


論点

- ① 管理費の費目と共通費の含まれる費目の範囲を確定できるのか。
- ② 両者に該当しない費目は、仮に法人の運営に使われるものを含んでいても事業費として取り扱われるため、公益目的事業比率の算定に影響する。影響が問題にならないような制度設計が可能か。

案3 共通費用の配賦割合を申請時又は直近の年度に用いた割合を継続的に使用することを原則認め、「大きな状況変化」があった場合に、配賦割合を見直すこととする。

申請時 or 直近年度 -----> 次年度報告



論点

- ① 事業費・管理費・共通費用に区分するのは法人の自己判断
- ② 「大きな状況変化」について、法人の状況が多様多岐のため、明確に定義できるか
- ③ 特別な事情があった年度に管理費・事業費の比率が一時的に変動する可能性がある。法人が利用しようとする割合が継続的に利用可能なことをどう担保するか

# 公益法人等の現況(平成24年度事業報告等の暫定集計)

資料7

本資料は、公益法人から行政庁(内閣府又は都道府県)に提出された平成24年度の活動実績(同年度中に事業年度を終了した法人の活動実績)を報告する定期提出書類(事業報告等)に基づき集計したものです。活動実績の報告については、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することになっています。

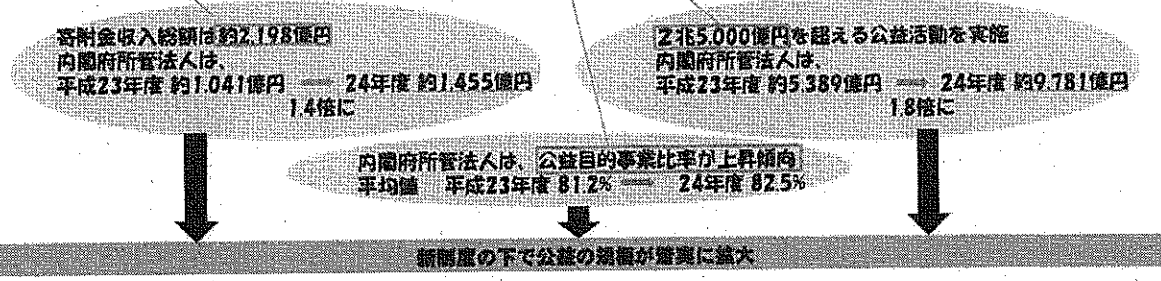
公益法人 5,494法人(内閣府1,649(社団518・財団1,131)、都道府県3,845(社団1,936・財団2,009))

## 財務

※1 ( )内は前年度(内閣府所管公益法人824法人(社団218・財団606))の数値(都道府県所管法人は前年度数値を把握していません。)

※2 四捨五入により、内訳の計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

行政庁・社団財団の別	寄附金収入(億円)			公益目的事業比率(%)			公益目的事業費(億円)			正味財産額(億円)		
	合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値	合計	平均値	中央値
内閣府 1,649	社団	121.2	0.2	0.007	80.4	82.1	3,226.5	6.3	0.8	5081.8	9.9	0.9
	財団	(117.1)	(0.5)	(0.008)	(79.4)	(80.2)	(1,269.8)	(5.8)	(0.9)	(1,298.9)	(6.0)	(1.0)
都道府県 3,845	社団	1,935.7	1.2	0.08	84.5	87.0	6,554.7	5.8	0.9	44,303.6	39.3	9.2
	財団	(924.3)	(3.5)	(0.1)	(83.5)	(85.6)	(4,119.4)	(6.8)	(0.9)	(26,011.4)	(43.2)	(10.8)
合計 5,494		2,198.4	0.4	0	84.5	87.9	25,856.5	4.7	0.9	82,246.2	15.1	1.7



### 参考資料

- 公益法人の会計に関する諸課題の検討について（平成25年7月12日公益認定等委員会）（略）
- 公益法人の会計に関する研究会 構成員名簿（略）
- 公益法人の会計に関する研究会審議経過

公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
審議経過

第1回 平成25年8月5日(月)

- 研究会の運営について
- 公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
- 日本公認会計士協会からの意見聴取
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(速報)
- 今後のスケジュール

第2回 平成25年9月19日(木)

- 公益認定等委員会委員からの意見
- 公益法人会計基準適用についてのアンケート結果
- 検討課題について

第3回 平成25年10月24日(木)

- 検討課題優先順位、スケジュールについて
- 他制度や海外での小規模法人の取扱い

第4回 平成25年11月18日(月)

- 小規模法人の負担軽減についてのヒアリング
  - ・(公益財団法人) 国際医療技術財団
  - ・(公益社団法人) 全日本断酒連盟
- 公益法人会計基準の適用の在り方
- 制度と会計基準の分離可能性についての意見交換

第5回 平成25年12月9日(月)

- 小規模法人の負担軽減策について

第6回 平成26年1月27日(月)

- 小規模法人の負担軽減策について

第7回 平成26年2月28日(金)

- 小規模法人の負担軽減策について
  - ・ 重要性の原則の適用項目の検討
  - ・ 事業費・管理費の算定方法
- 法人会計区分の義務付けの廃止に伴う収益の考え方
- 小規模法人の定義の検討
- 中間報告素案について

第8回 平成26年3月27日(木)

- 小規模法人の負担軽減策について
  - ・ 重要性の原則の適用項目の検討
  - ・ 事業費・管理費の算定方法
- 小規模法人の定義の検討
- 中間報告素案について

# 「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています②

現在、内閣府公益認定等委員会では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性につき、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しています。

今回は、後半の2公益法人及び大阪大学山内教授からのヒアリング内容を抜粋してお伝えします。

## 文中表記

- = (公財) 京都地域創造基金
- ◎ = (公財) 日本国際交流センター
- ◆ = 大阪大学 山内直人教授

「公益法人information」サイトで  
議事要旨及び配布資料を公開しています！  
「公益法人information」>公益認定等委員会  
>開催状況>各回の「資料一覧」

## ヒアリング実施日程

済6月14日(金) (公財)公益法人協会  
■制度改革の成果、公益活動の活性化のための今後の方向性等

済6月21日(金) (公財)日本オリンピック委員会  
(公財)日本体育協会  
■スポーツ系公益法人のガバナンスの確立等

済7月12日(金) (公財)京都地域創造基金  
■公益・非営利セクターの地域におけるネットワーク等

済7月19日(金) (公財)日本国際交流センター  
■公益・非営利セクターの国際的なネットワーク等

済7月26日(金) 大阪大学 山内直人教授  
■社会経済における公益・非営利セクターの全体像と今後の方向性等

## 公益法人制度改革の成果と今後の課題

- 都道府県単位の合議制の機関の中には、新規法人の公益認定の判断に悩む余り、認定に際して相当な実績(エビデンス)を求めている例もあるようだが、法人の将来の可能性への評価の仕方として疑問がある。新規法人の公益認定の審査に際しては、法人の活動内容や事業設計など、中身の部分を重点に審査してほしいと考える。
- 地域に根ざした活動をする中で、例えば、東京で京都を支援する活動をする場合、活動の結果は京都に帰属するものの、東京と京都に事務所を構えると内閣府での認定が必要となってくるなど、やりづらい部分があり、悩みどころである。
- ◎ 制度改革後、法人の中で、主務官庁に縛られず、自分達で考え律するということが生まれてきたと思う。昔は「日本について海外に知らせることが国際交流」とされており、国際会議で日本について話した時間の長さを主務官庁から聞かれたこともある。現在は、自分達が公益であると考えられる事業ができるようになったことは、良いことだと思う。
- ◆ 改革が意図したこととして、主務官庁制・許可制の廃止、法人の主体的ガバナンスの強化、公益法人の情報開示の制度化、法人制度と公益認定の分離、民からみた法人化選択肢の多様化があり、その結果として、行政裁量が縮小し、法人化事務が標準化、透明化された点、寄附控除対象法人が大幅に増加した点及び新規一般法人がNPO法人を上回るペースで増加してきている点が改革の成果と言えるのではないかと考える。

文中表記

● = (公財)京都地域創造基金

◎ = (公財)日本国際交流センター

◆ = 大阪大学 山内直人教授

## 行政に期待すること

- ◆ 情報開示、データ提供の方法が必ずしもユーザーから見て使いやすい形になっていない。寄附者や寄附者に情報を提供するアナリスト、評価機関から見て使いやすい情報提供の仕方をもっと考える必要があるのではないか。  
公益法人とNPO法人では、国や都道府県でも担当部局が違うなど、色々なところに色々な情報が蓄積されていて、必ずしも全体として効率的な整備や有効活用が図られていないのではないか。
- ◆ 現状把握も重要だが、将来の問題・課題を発見するためにも、行政庁の調査研究機能をもう少し充実してもいいのではないか。英国チャリティーコミッションでは、コンサルタント会社等と協力して調査を行っているようであり、外部委託するやり方もあると思う。

## 公益・非営利セクターの今後の課題(人材面・資金面・信頼性向上の観点から)

- (貴法人では事務経費をどのように捻出しているかとの質問に対して)現在の寄付額で法人を運営するには、30%程度のトランザクションコストを取る必要があるが、それでは寄付者の理解が得られないため、現在は1パーセントに設定している。運営費の半分は当法人への寄付で、残りの半分は講演の報酬等の事業収入で賄っているが、今後は、寄付の裾野を広げるなどして、運営モデルを確立していきたい。
- (寄付を集めるために、貴法人はどのようにして信用を高めているか。また、助成先を選定する際に気を付けている点は何かという質問に対して)京都を代表する各界の方に評議員に参加してもらうなど、信用の高い方に団体を支えてもらうことにより、法人としての信用を高めている。また、助成先の選定に際しては、事前に厳しく審査を行うとともに、助成先の情報公開を徹底している。助成先における助成金の用途については、寄付者の意思を尊重しつつ、ある程度幅を持って使ってもらえるように配慮している。
- ◆ 日本では、義務付けられているものだけ情報公開すればよいと誤解している。アメリカやイギリスでは、アニュアルレポート(年次報告)やホームページが重視されている。年次報告では、BS、PLは各1枚程度で、寄付者のリストが多くを占める。寄付を考えている人は、寄付者のリストを見て寄附先を判断することが多く、必ずしも財務諸表を見て判断しているわけではない。日本の公益法人等に対しては、活動内容を分かりやすく紹介するノウハウを中間支援団体等が教えることが大事だと思う。

## 公益・非営利セクターの国際化の現状

- ◎ 国際協力を行う団体が減少している背景には、資金源の枯渇がある。地方自治体は80年代に国際交流団体の設立を奨励し、地方の団体は地方自治体から何らかの助成を受けて活動してきたため、政府の風向きが変わると動きにくくなる。資金源の枯渇も、国際協力を行う団体の減少の一因ではないか。

# 「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています

現在、内閣府公益認定等委員会では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性につき、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しています。

今回は、前半の3公益法人からのヒアリング内容を抜粋してお伝えします。

## 文中表記

- = (公財)公益法人協会
- ◎ = (公財)日本オリンピック委員会
- ◆ = (公財)日本体育協会

「公益法人information」サイトで議事要旨及び配布資料を公開しています！  
「公益法人information」>公益認定等委員会>開催状況>各回の「資料一覧」

## ヒアリング実施日程

済6月14日(金) (公財)公益法人協会  
■制度改革の成果、公益活動の活性化のための今後の方向性等

済6月21日(金) (公財)日本オリンピック委員会  
(公財)日本体育協会  
■スポーツ系公益法人のガバナンスの確立等

7月12日(金) (公財)京都地域創造基金  
■公益・非営利セクターの地域におけるネットワーク等

7月19日(金) (公財)日本国際交流センター  
■公益・非営利セクターの国際的なネットワーク等

7月26日(金) 大阪大学 山内直人教授  
■社会経済における公益・非営利セクターの全体像と今後の方向性等

## 公益法人制度改革の成果と今後の課題

- 公益法人制度は使い勝手が悪くコストがかかるという誤った認識を持っている人もいるが、そうした誤解を解くことで、社会の中で「小さくてもキラリと光る」法人が現れ、税制優遇措置により寄付も集まりやすくなるという相乗効果が期待される。
- ◎ 新制度では、公益法人としてのガバナンスについては内閣府、予算や補助金など事業のことについては文部科学省という仕組みになった。補助金の不適切利用などに関係した不祥事の問題については、相談窓口が2つに分かれた状態になっている。
- ◎ 組織基盤が脆弱な一部の団体では、経理の技術的な部分などの負担が多いため、公益法人に移行しにくい場合もある。今後、JOCとしても、経理的なノウハウを持った人材を共有していくなど、個々のスポーツ団体を支援していく必要があると感じている。

## 公益法人の自己規律、ガバナンスの確立に向けた取組

- 現在起きているような問題は、今急に起こった問題ではなく、主務官庁制の時代にもあったものであり、決算書を見れば問題があることが分かっても、それが見過ごされ、いわばぬるま湯の経営をしてきたことに起因している。問題のある法人には、時間をかけて、ガバナンスとは何かを理解してもらうことが重要であり、米国では、民間の団体が、法人の新人役員にガバナンスの確保等について研修を行っている。公法協としても、今後そうした役割を担っていきたい。



文中表記

● = 公益法人協会

◎ = (公財)オリンピック委員会

◆ = (公財)日本体育協会

- ◎ スポーツで国際競技力を高めていくためには、多額の資金が必要となる。そこに従来のスポーツ界の体質(派閥、師弟関係、仲間意識など)が加わり、結果として補助金等の不適切利用などの不祥事に至っていると感じている。これを打破するためには、今後、各団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある。例えばJOCの場合だと、各競技団体から選ばれる理事の他に、7、8名の学識経験理事という枠がある。ここに、女性の方や国際的経験豊かな方、経済に詳しい方など、必要に応じた外部有識者を入れていく必要があると考えている。
- ◎ (「6月27日にJOCの加盟団体規程を改訂されるとのことだが、加盟団体の取り組むべき事項として、「一定割合の外部理事を入れること」等の文言を入れることを具体的に検討できないか。」という質問に対して)スポーツ団体の役員女性比率については、ブライトン宣言により女性役員を20%以上にすることが目標となっているが、まだまだ達成できていない。役員に外部の視点を入れることについても検討したい。
- ◆ (「加盟団体規程を見ると、暴力行為等の問題に適切に対応するとの規定がビルトインされていない。暴力根絶に向けてガイドラインなどで文書化は進んでいるが、その内容を加盟団体規程にも盛り込み、加盟団体の自己規律を促すなどの具体的な考えはあるか。」という質問に対して)現時点で具体的に検討しているわけではないが、貴重な助言を頂いた。倫理委員会等において年内を目途に検討してもらおう。

## スポーツにおける暴力根絶に向けた統括団体の役割

- ◎ (公財)日本体育協会、(公財)日本障害者スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟とともに、スポーツ界として「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。暴力行為根絶には、指導者に対して様々な場で何度も繰り返し伝えていくしかない。一方で、「貧しさの中で強さを求める」スポーツから、「豊かさの中で強さを求める」スポーツに実態が変わってきている。選手が自ら納得して自発的にトレーニングできるようにするにはどうしたらよいか、指導者も悩んでいる。
- ◆ (スポーツ指導者の暴力問題について) 今後は4年ごとに研修を行うこととしており、新たに制定する「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を活用して、暴力行為等の問題についても触れていきたいと考えている。  
若い世代への指導については、倫理に関するガイドラインで触れているほか、指導者育成講習会でも説明していたが、さらに理解を深めるべく取り組んでいきたい。また、傘下の県体協にも理解を求め、市町村への啓発にも取り組んでいきたい。

## 中間支援団体の果たすべき役割について

- 中間支援団体には、①公法協のように全国規模で活動するもの、②地域で活動するもの、③専門分野で活動するものの3種類がある。  
NPOの場合は地域レベルに中間支援組織があるが、将来的には、そうした組織が公益法人等を含む広範囲の市民公益活動をいかに広くサポートしていけるかが課題である。

## ＜付属資料 1 3＞「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換」 を踏まえた現状と課題

平成 25 年 8 月 29 日

内閣府公益認定等委員会では、平成 25 年 6 月から 7 月に、公益・非営利セクターの活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性について、関係団体及び有識者からヒアリングと意見交換を実施した。一連の意見交換等を通じて得られた知見等を踏まえつつ、現在の状況や課題を暫定的に取りまとめると、以下のとおりである。

### 1. 公益法人制度改革の成果と課題

#### (1) 成果

- 主務官庁制の廃止により、仕組みとしては、主務官庁が考える「公益」に縛られることなく、法人自らが公益を考え、事業を実施することが可能となった。
- 法人の自主的、自律的な組織運営をベースとした制度になったことにより、法人にも自らを律するという考え方が生まれてきているのではないかと。
- 以上のように、公益法人制度改革は、法人関係者・有識者からも基本的に肯定的に受け止められている。

#### (2) 課題

- とはいえ、不祥事案に関連する法人の運営状況を見ると、公益認定法の下で法人の自己規律をどのように促していくかは、引き続き重要な課題である。〔ガバナンスの確保〕
- 公益法人が自律的に安定的な経営を行う上で現在の収支相償や遊休財産の保有制限が制約となっているとの意見があった。まずは実務面・運用面でどのような改善ができるのか、具体的に検討していく必要がある。〔会計関係〕〔会計問題についての実務的検討の着手〕
- 新規認定の審査の判断に当たり、多くの実績データを求める例があるとの指摘もあった。法人の将来の可能性を評価することには難しさが伴うが、引き続き工夫をしていく必要がある。〔審査実務の運用〕

### 2. 公益・非営利活動を活性化するための提案等

#### (1) 情報開示と活動紹介の充実

- 日本社会に寄附文化を醸成するために、情報の受け手である潜在的な寄附者にとって分かりやすく使いやすい情報提供が重要である。
- 例えば、法人は、法令で公表が義務付けられている書類を開示するだけでなく、活動内容や財務状況を分かりやすい形で情報提供すること、行政は、公益法

人に関する多様な情報を一元化し使いやすい形で提供するとともに、国内外に発信すること等が考えられる。

【データ】日本の非営利団体の収入源の構成をみると、寄附が占める割合は収入源の約4%と、世界の中でも低い水準となっている。

## (2) 法人自らによる信用の確保

- 潜在的な寄附者の寄附のインセンティブを高めるためにも、分かりやすい情報提供に加え、法人自らが信頼・評価を高めていく努力が必要である。

【参考例】地域に根ざした活動を行う法人として、地域を代表する各界の方に評議員に参加してもらうことにより法人の信用力を高めている。〔(公財) 京都地域創造基金〕

【同】アメリカでは、多くの法人のアニュアルレポート（年次報告）には当該法人への寄附者のリストが掲載されており、寄附者の寄附先を決める上での重要な判断材料となっている。

## (3) 「第三者」の関与による法人の信用の確保

- 法人内の仲間意識等による不適切なガバナンスを打破し、法人自身が自律した法人運営を行っていくために、理事会や評議員会等の機関に外部有識者を登用するなど、外部の視点を導入していくことが重要である。〔参照 25.7.23 委員会声明〕
- 第三者が法人を評価する仕組みを取り込むことにより、当該法人に関する情報を提供するとともに、信用を付与しようという取組も見られる。

【参考例】助成に当たり、非営利法人の中間支援組織が実施する法人の情報開示やガバナンスの状況等についての第三者評価（「社会的認証」）を受けることを助成先に要請（認証結果はHPで公開）〔(公財) 京都地域創造基金〕

【同】NPOの信用力の回復と、市民がNPOへの参加を考える際の判断材料とすることを目的に、NPOの評価基準を示し、評価を実施〔「エクセレントNPOを目指そう市民会議」〕

【同】財務状況の健全性や情報公開・説明責任のレベルを指標に法人を評価したり、寄附者数の多い法人や財務状況が悪化している法人等のランキングし、寄附者が寄付先を選定するための材料として提供〔米国の民間団体（Charity Navigator等）〕

## 3. 統括団体、中間支援団体が担う役割

- 統括団体や全国団体は、例えば、加盟団体規程中に法人運営における外部の視点の導入、事業実施に関する非違行為の廃絶等の方針を明記し、不祥事等に関して法人に適切な対応を促すこと等により、傘下の団体等に自己規律と適切なガバナンスの確保・回復を促すことが必要である。〔参照 25.7.23 委員会声明〕
- 個々の法人の自律的かつ適切な法人運営を確保し、公益活動を積極的に行っていくために、法人の運営や活動を支援する中間支援団体が、公益法人等を含む広範囲の非営利活動をいかに広くサポートしていけるかが、今後の課題である。

#### 4. 広義の非営利セクター、法人との対話、ほか

- 現状の把握及び将来の課題を発見するためにも、研究者とも連携しつつ、行政機関における調査分析機能の充実が求められるのではないか。
- 一般法人の増加は著しく、非常に公益的な活動している法人も少なくない。これらの法人をいかに広義の「公益・非営利セクター」に包含していくかが今後の課題である。
- 公益法人とNPOとの関係については、今後とも検討課題であるが、広義の「非営利・公益」法人の一般制度として、様々なレベルで連携を拡大していくべきである。
- 今回のヒアリングに引き続き、折りを見て公益認定に携わる委員会と法人との間での意見交換の場等を持つことが重要ではないか（ラウンドテーブル形式等を含めて）。
- 法人との対話・意見交換、寄附集めや事業展開の先端的取組やベストプラクティスの顕彰等を、研究機関や中間支援団体等とも連携しつつ、例えば集中月間的に展開してみるといった構想も今後検討してはどうか。

〔【参考例】米国のIRS（国内歳入庁）や英国のチャリティ・コミッションでは、大学や民間の研究機関との共同で情報分析や調査研究を実施し、調査レポートを公表している。〕

平成25年7月23日  
公益認定等委員会

公益法人は、民による公益の増進の担い手として、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立ちません。法人の運営を適正に行うことは、それぞれの法人だけの問題ではなく、公益法人制度に対する信頼性を確保するためにも大変重要なことです。

当委員会は、本年2月8日に発表した「所見」において、「公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められて」いる旨を述べました。大変残念ながら、その後新たに明らかになった公益法人の不祥事案や、当該事案に対する法人の対処状況等に接していく中、上の所見で述べたことの重要性について、改めて痛感せざるを得ません。

当委員会では、本年6月から、公益法人の自律と活性化に向けて関係団体及び有識者からのヒアリング・意見交換を行っていますが、その中でも、公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、「これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある」旨の御意見がありました。

公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、法人の規模や構成員、事業内容、置かれている環境は様々ですが、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならないことに例外はありません。各法人の実情に応じた創意工夫により、その運営に外部の視点を反映させる仕組みを構築することが望まれます。

とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要です。

理事会、監事、評議員会又は社員総会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則です。もとより、公益法人の運営が公益認定法や一般法人法のルールに抵触するような事態が生じれば、当委員会として、法に基づいた措置を講じることになりますが、それ以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保していくことが重要です。その意味では、当該分野の統括団体や全国団体等が、傘下の加盟団体・法人の自覚を促しガバナンスの改善を図っていくことについて果たす役割は大きいと考えています。

公益認定法の運用に当たる当委員会としては、各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを、切に望みます。

<付属資料15> 行政庁の確認を受けた公益法人一覧(被災者支援寄附金関連)

<内閣府の確認を受けた公益法人一覧(平成25年10月11日時点)>

寄附金を募集する公益法人の名称	主たる事務所の所在地	確認対象寄附金	寄附金の募集を行う期間	左のうち指定寄附金となる期間
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	東京都千代田区内神田二丁目8番4号山田ビル4階	東日本大震災の被災地である宮城県、岩手県、福島県において現地NPO法人などと連携して実施する被害を受けた子どもに対する教育・保護を中心とした活動、及び仮設住宅地域におけるこれらの活動を行う拠点となる子どもの遊び場の設置に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで
公益社団法人セカンドハンド	香川県高松市観光通一丁目1番地18	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、仙台市において被災者のために瓦礫等の除去、物資の配布、地域での相互扶助のための体制作りを行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金 <u>※平成25年10月10日以降に募集する寄附金については被災者支援活動実施場所に仙台市を追加</u>	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで
公益財団法人日本財団	東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル	東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県において社会人ボランティア及び学生ボランティアを派遣して行う支援活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで
公益社団法人東日本大震災雇用・教育・健康支援機構	神奈川県鎌倉市小町一丁目4番24号	東日本大震災の被災地である岩手県における被災住民のための起業支援にかかる活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成24年5月25日から平成25年12月31日まで	平成24年5月25日から平成25年12月31日まで
公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	東日本大震災の被災地である岩手・宮城・福島県沿岸において被災者のために森の防潮堤や丘等への植樹を行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成25年3月23日から平成25年12月31日まで	平成25年3月23日から平成25年12月31日まで
公益社団法人助けあいジャパン	東京都港区麻布十番1-10-10 ジュールA8F	岩手県、宮城県、福島県の社会人・学生ボランティアを派遣して行う支援活動費用及び岩手県、宮城県、福島県の事業再開、販路拡大のためマッチングの活動費用	平成25年7月11日から平成25年12月31日まで	平成25年7月11日から平成25年12月31日まで

現在、都道府県の確認を受けた公益法人はありません。

<付属資料16> 「各行政庁公益法人行政主管部局一覽」

(平成26年4月1日時点)

機関名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9669(相談専用) 03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道	総務部法人局法人団体課 011-204-5004 (直)
	青森県	総務部総務学事課 017-734-9079 (直)
	岩手県	総務部法務学事課 019-629-5039 (直)
	宮城県	総務部私学文書課 022-211-2295 (直)
	秋田県	総務部総務課 018-860-1057 (直)
	山形県	総務部学事文書課 023-630-2056 (直)
	福島県	総務部私学・法人課 024-521-7048 (直)
	茨城県	総務部総務課 029-301-2243 (直)
	栃木県	経営管理部文書学事課 028-623-2065 (直)
	群馬県	総務部学事法制課 027-226-2148 (直)
	埼玉県	総務部文書課 048-830-2537 (直)
	千葉県	総務部政策法務課 043-223-2160 (直)
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係 03-5320-6727 (直)
	神奈川県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461 (直)
	新潟県	総務管理部法務文書課 025-280-5017 (直)
	富山県	経営管理部文書学術課 076-444-3151 (直)
	石川県	総務部総務課 076-225-1238 (直)
	福井県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246 (直)
	山梨県	総務部私学文書課 055-223-1413 (直)
	長野県	総務部情報公開・法務課 026-235-7057 (直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課 058-272-1111 (代)
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課 054-221-2866 (直)
	愛知県	総務部法務文書課 052-954-6024 (直)
	三重県	総務部行財政改革推進課 059-224-2231 (直)
	滋賀県	総務部総務課法制訟務・公益法人担当 077-528-3145 (直)
	京都府	総務部政策法務課 075-414-4038 (直)
	大阪府	総務部法務課 06-6944-6093 (直)
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室 078-362-3134 (直)
	奈良県	総務部総務課 0742-27-8329 (直)
	和歌山県	総務部総務管理局総務学事課 073-441-2092 (直)
	鳥取県	行政監察・法人指導課 0857-26-7884 (直)
	島根県	総務部総務課 0852-22-5014 (直)
	岡山県	総務部総務学事課 086-226-7256 (直)
	広島県	総務局総務課 082-513-2246 (直)
	山口県	総務部学事文書課 083-933-2140 (直)
	徳島県	監察局評価検査課 088-621-2031 (直)
	香川県	総務部総務学事課 087-832-3062 (直)
	愛媛県	総務部管理局私学文書課 089-912-2221 (直)
	高知県	総務部法務課 088-823-9160 (直)
	福岡県	総務部行政経営企画課 092-643-3030 (直)
	佐賀県	経営支援本部法務課 0952-25-7002 (直)
	長崎県	総務部総務文書課 095-895-2114 (直)
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068 (直)
	大分県	総務部法務室 097-506-2272 (直)
	宮崎県	総務部行政経営課 0985-32-4477 (直)
	鹿児島県	総務部学事法制課 099-286-2111 (代)
	沖縄県	総務部総務私学課 098-866-2074 (直)

<付属資料17>

「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（平成26年3月31日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎河西 邦人（札幌学院大学経営学部経営学科教授） ○田中 新一（公認会計士（公認会計士田中新一事務所） 大浦 恵（公認会計士（瑞輝監査法人代表社員）） 大萱生 哲（弁護士（おおがゆ法律事務所）） 堤 悦子（北海商科大学商学部商学科教授） 三島 敬子（（株）セントラルプロモーション北海道代表取締役）
青森県	青森県公益認定等審議会	◎遠藤 哲哉（青森公立大学経営経済学部教授） ○熊谷 清一（弁護士） 青木 智美（公認会計士・税理士） 柴田 英樹（弘前大学人文学部教授・公認会計士） 三浦 文恵（八戸短期大学ライフデザイン学科准教授）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎吉田 瑞彦（弁護士） ○遠藤 明哲（公認会計士・税理士） 伊藤 今子（税理士） 高嶋 裕一（岩手県立大学総合政策学部教授） 宮本 ともみ（岩手大学人文社会科学部教授）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授） ○石沢 裕一（公認会計士） 手島 道夫（弁護士） 内田 直仁（宮城大学事業構想学部准教授） 飯笹 佐代子（東北文化学園大学総合政策学部准教授） 【以下3名は専門委員】 山村 邦夫（弁護士） 高橋 雄一郎（公認会計士） 齊藤 康則（東北学院大学経済学部准教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎渡部 毅（ノースアジア大学法学部教授） ○松淵 秀和（一般財団法人秋田経済研究所専務理事） 木村 了（税理士） 沢田 祐治（公認会計士・税理士） 菅原 佳典（弁護士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎北野 通世（山形大学理事・副学長） ○出井 信夫（東北公益文科大学教授） 伊藤 一雄（公認会計士） 宇野 和娘（弁護士） 今田 早百合（行政書士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎富田 哲（福島大学行政政策学類教授） ○根本 佳夫（元福島県商工会連合会専務理事） 阿部 寿子（税理士） 須田 弘子（特定非営利活動法人まごころサービス福島センター理事長） 長谷川 貴子（公認会計士） 渡辺 慎太郎（弁護士）



茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎横山 哲郎 (公認会計士) ○阿久津 正晴 (弁護士) 井上 拓也 (茨城大学教授) 竹内 晶子 (元日立市収入役) 村上 正子 (筑波大学准教授)
栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎杉原 弘修 (宇都宮大学名誉教授) ○川村 壽文 (公認会計士) 阿久津 智子 (株式会社クルール・プロジェ代表取締役) 平野 浩視 (弁護士) 星 法子 (白鷗大学教授)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○大平 良治 (学校法人新島学園理事長) 権田 俊枝 (公認会計士) 小竹 裕人 (群馬大学社会情報学部准教授) 森 由美子 (関東学園大学経済学部教授)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎大貫 正男 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役(元理事長)) ○原口 博 (公認会計士) 石川 博康 (弁護士) 上河内 千香子 (駿河台大学法学部教授) 高橋 裕子 (税理士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎磯崎 育男 (千葉大学教育学部教授) ○西村 勝司 (公認会計士) 石川 久 (淑徳大学コミュニティ政策学部教授) 野崎 薫子 (弁護士) 三浦 亜紀 (弁護士)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎小幡 純子 (上智大学法科大学院教授) ○鎌野 邦樹 (早稲田大学法学学術院教授) 市川 伊三夫 (久光製薬株式会社監査役・三基商事株式会社顧問) 香川 譽夫 (公認会計士香川譽夫事務所所長) 鴨木 房子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会参与) 田中 弥生 (独立行政法人大学評価・学位授与機構教授)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	◎齋藤 真哉 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授) ○泉谷 和子 (相模女子大学短期大学部教授) 岡村 勝義 (神奈川大学経済学部教授) 小川 佳子 (弁護士 横浜弁護士会) 小野 晶子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員) 弥永 真生 (筑波大学ビジネスサイエンス系教授) 吉村 政穂 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授)
新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎澤村 明 (新潟大学経済学部准教授) ○北村 敏雄 (公認会計士) 秋山 三枝子 (特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター理事長) 櫻井 香子 (弁護士) 渡邊 信子 (税理士)

富山県	富山県公益認定等審議会	◎林 晃司 (弁護士) ○蟹瀬 美和子 (元富山県社会福祉協議会専務理事) 桶屋 泰三 (税理士・北陸税理士会富山県支部連絡協議会会長) 宮田 伸朗 (富山国際大学子ども育成学部長) 山崎 佐和子 (富山商工会議所女性会常任理事)
石川県	石川県公益認定等審議会	◎中島 史雄 (弁護士、金沢大学名誉教授) ○吉村 文雄 (金沢大学名誉教授) 舟橋 秀明 (金沢大学人間社会研究域法学系准教授) 眞鍋 知子 (金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授) 森 浩一 (金沢学院大学経営情報学部教授)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎安久 彰 (公認会計士) ○山川 均 (弁護士) ○山下 裕己 (福井新聞社論説主幹) 小林 明子 (福井県立大学看護福祉学部教授) 坪川 貞子 (行政書士)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎早川 正秋 (弁護士) ○勝俣 高明 (公認会計士・税理士) 古屋 知子 (一般社団法人が-ルカカ山梨県連盟副連盟長) 實川 和子 (山梨学院大学教授) 前原 昇 (税理士)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小山 邦武 (信州味噌株式会社代表取締役社長) ○小林 邦一 (あがたグローバル税理士法人代表社員) 柄澤 洋子 (一般社団法人長野県商工会議所連合会事務局長) 高橋 佐智子 (公認会計士) 中嶌 実香 (弁護士)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎山田 貞夫 (弁護士) ○市川 武雄 (公認会計士) 大野 正博 (朝日大学法学部教授) 永井 京子 (税理士) 三井 栄 (岐阜大学地域科学部准教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎田中 克志 (静岡大学大学院法務研究科長・教授(民法)) ○立石 健二 (弁護士) 清水 文子 (元常葉学園中・高等学校長) 杉山 明喜雄 (公認会計士) 長岡 路子 (公認会計士)
愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎伊藤 高義 (名古屋大学名誉教授) ○加藤 歌子 (税理士) 小池 康弘 (愛知県立大学外国語学部教授) 森 美穂 (弁護士)

三重県	三重県公益認定等審議会	◎遠島 敏行 (公認会計士、全国公益法人協会中部支部常任顧問) ○名島 利喜 (三重大学人文学部教授) 澤田 博 (公認会計士、税理士) 杉浦 礼子 (高田短期大学教授) 小林 明子 (弁護士) 伊藤 庄吉 (行政書士、三重県行政書士会会長) 田中 里美 (三重短期大学法経科専任講師)
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎真山 達志 (同志社大学副学長) ○飯野 修 (公認会計士) 池口 博信 (行政書士) 井上 芳恵 (龍谷大学政策学部准教授) 中 睦 (弁護士)
京都府	京都府公益認定等審議会	◎川端 伸也 (弁護士) ○藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授) 浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 佐久間 毅 (京都大学大学院法学研究科教授) 前野 芳子 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	相川 康子 ((特活)NPO政策研究所専務理事) ○赤西 芳文 (弁護士) ◎初谷 勇 (大阪商業大学総合経営学部教授) 林 紀美代 (公認会計士) 松尾 知子 (関西大学法学部教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎室崎 益輝 (ひょうごボランティアプラザ所長) ○松山 康二 (公認会計士) 正木 靖子 (弁護士)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授) ○以呂免 義雄 (弁護士・弁理士) 里見 良子 (公認会計士・税理士) 田中 敬一 (近畿大学経済学部教授) 福本 葵 (帝塚山大学法学部教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎水野 八朗 (弁護士) ○山本 茂 (元きのくに信用金庫常務理事) 金川 めぐみ (和歌山大学経済学部市場環境学科准教授) 西平 都紀子 (株式会社信濃路代表取締役社長) 山中 盛義 (公認会計士・税理士)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎駒井 重忠 (弁護士) ○入江 道憲 (公認会計士・税理士) 岸田 寛昭 (特定非営利活動法人 未来 理事長) 山根 里美 (税理士) 山本 恵子 (特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート理事長)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎玉樹 智文 (島根大学大学院法務研究科准教授) ○松原 三朗 (弁護士) 足立 美智子 (元島根県副出納長) 大塚 真理子 (行政書士) 三島 明 (公認会計士)

岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎塚田 健二 (前吉備国際大学社会福祉学部教授) ○福原 一義 (公認会計士) 赤木 真美 (岡山大学大学院社会文化科学研究科教授) 土井 道彦 (岡山県選挙管理委員会委員) 久保 藍良 (弁護士)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎越智 貢 (広島大学大学院文学研究科教授) 金井 誠太 (広島商工会議所副会頭) 齋村 美由紀 (弁護士) 山田 紳太郎 (公認会計士) ○山田 知子 (比治山大学現代文化学部教授)
山口県	山口県公益認定等審議会	◎天羽 満則 (天羽満則公認会計士事務所公認会計士) ○中山 修身 (中山・石村法律事務所弁護士) 秋山 一正 (秋山公認会計士事務所公認会計士) 石原 詠美子 (石原法律事務所弁護士) 加登田 恵子 (山口県立大学社会福祉学部教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎笹谷 正廣 (弁護士) ○豊永 寛二 (弁護士) 井関 佳穂理 (公認会計士・税理士) 喜多 三佳 (四国大学経営情報学部教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎小川 和彦 (元一般社団法人香川経済同友会代表幹事) ○辻上 佳輝 (香川大学法学部准教授) 井上 善弘 (香川大学経済学部教授) 藤本 英子 (弁護士) 安井 順子 (公認会計士)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	◎武田 秀治 (弁護士) ○村上 宏之 (松山大学学長) 秋葉 見 (公認会計士) 兼平 裕子 (愛媛大学法文学部教授) 五味 久枝 (トヨタカーラ愛媛株式会社代表取締役社長)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎橋本 誠 (公認会計士) ○松岡 章雄 (弁護士) 池田 知勢 (社会福祉法人 高知県社会福祉協議会事務局長) 根小田 渡 (高知大学名誉教授)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎大隈 義和 (九州大学名誉教授、京都女子大学法学部教授) ○村上 英明 (福岡大学法科大学院教授) 田中 里美 (弁護士) 藤田 直己 (公認会計士) 文屋 俊子 (福岡県立大学人間社会学部教授)
佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (佐賀駅前法律事務所 弁護士) ○田村 浩司 (田村公認会計士事務所 公認会計士) 伊佐 淳 (久留米大学経済学部 教授) 川副 知子 (特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構 代表理事) 本田 洋子 (税理士・行政書士)

長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎杉原 敏夫 (長崎総合科学大学教授) ○堀江 憲二 (弁護士(堀江法律事務所)) 久保 義子 (NPO法人ふれあいフレンド副理事長) 久松 清彦 (公認会計士(久松会計事務所)) 平松 喜一郎 (ヤナセ産業(株)代表取締役社長)
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎原田 卓 (弁護士) ○緒方 洋子 (NPO法人チェンジライフ熊本理事長) 立石 和裕 (くまもと監査法人公認会計士) 松崎 景子 (特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本常務理事) 岡本 友子 (国立大学法人熊本大学大学院法曹養成研究科教授)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎岡村 邦彦 (弁護士) ○秦野 晃郎 (公認会計士) 安藤 恭子 (司法書士) 草野 義輔 (学校法人岩尾昭和学園理事長) 棕野 美智子 (大分大学福祉科学研究センター教授)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学学長) 飯田 三和 (税理士) 三島 里都子 (弁護士) 高峰 由美 (販売戦略コンサルタント)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎宮廻 甫允 (放送大学客員教授) ○野田 健太郎 (弁護士) 玉川 恵 (公認会計士) 宇都 由美子 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科准教授) 鳥丸 聡 (シンクタンク・バードウイング代表)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎渡名喜 庸安 (琉球大学大学院法務研究科長) ○當真 良明 (弁護士(サイオン法律事務所)) 糸村 和哲 (公認会計士(糸村公認会計士事務所)) 上江洲 純子 (沖縄国際大学准教授) 金城 智誉 (弁護士(こころ法律事務所)) 幸地 啓子 (税理士(幸地啓子税理士事務所)) 西村 オリ工 (弁護士(ゆあ法律事務所))

申請・答申に係る月次件数

図 1 申請件数の推移（内閣府）

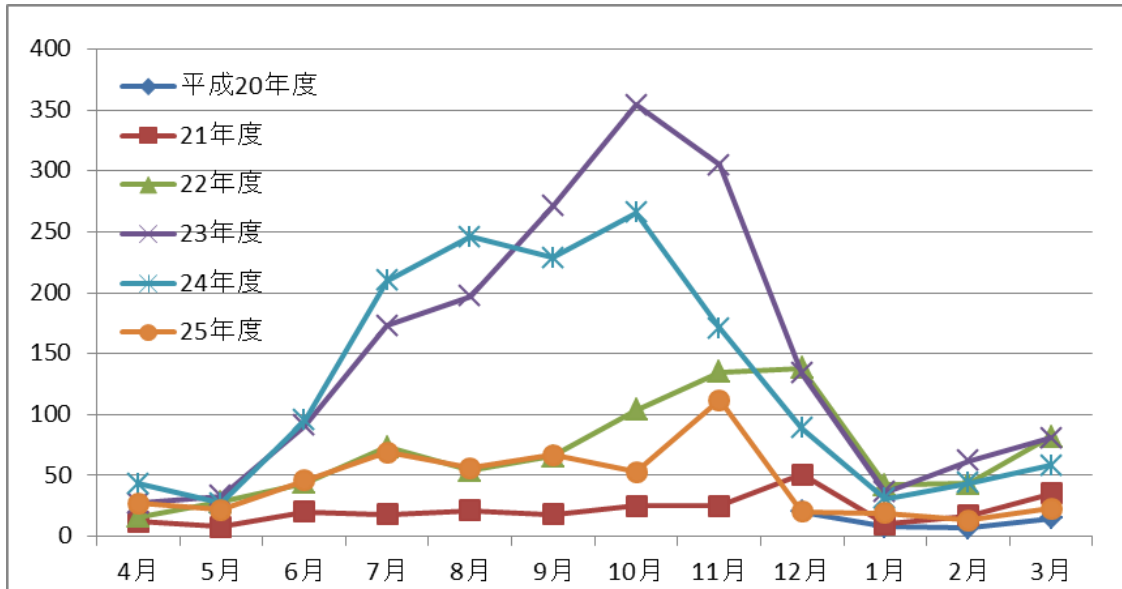
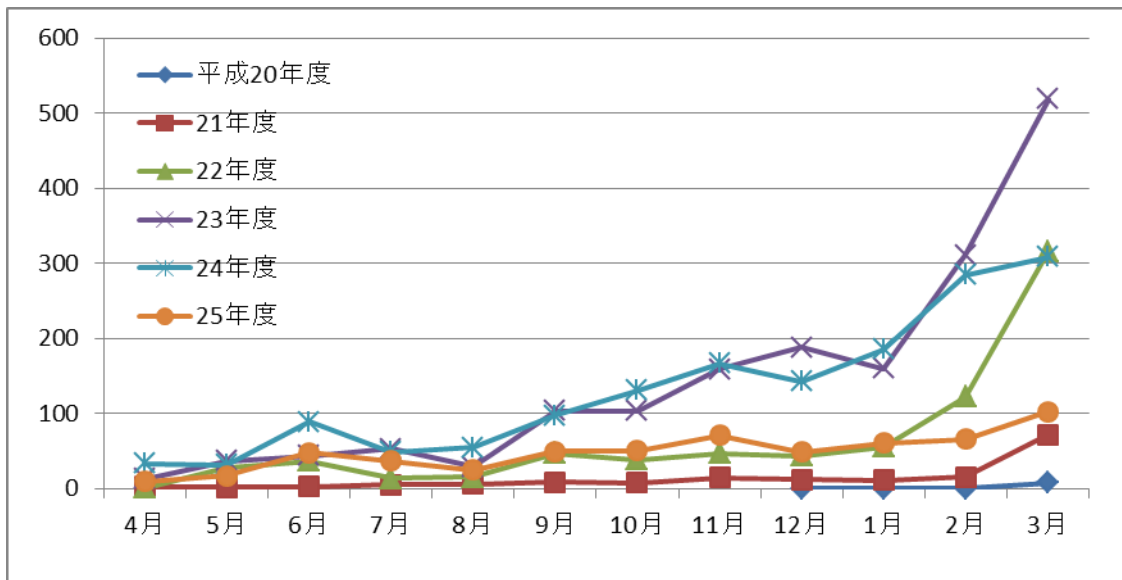


図 2 答申件数の推移（内閣府）



○ 申請件数・答申件数（内閣府）

	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請									20	8	7	15
答申									0	0	0	8
申請（延べ）									20	28	35	50
答申（延べ）									0	0	0	9
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	12	8	20	18	21	18	25	25	51	10	17	35
答申	3	2	3	5	6	9	8	15	12	11	16	72
申請（延べ）	62	70	90	108	129	147	172	197	248	258	275	310
答申（延べ）	12	14	17	22	28	37	45	60	72	83	99	171
	平成22年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	16	28	44	73	54	66	104	135	138	42	43	82
答申	1	28	37	14	16	47	39	47	44	56	122	316
申請（延べ）	326	354	398	471	525	591	695	830	968	1,010	1,053	1,135
答申（延べ）	172	200	237	251	267	314	353	400	444	500	622	938
	平成23年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	27	33	91	173	197	271	354	305	134	36	62	81
答申	13	37	44	53	29	104	104	159	188	160	311	519
申請（延べ）	1,162	1,195	1,286	1,459	1,656	1,927	2,281	2,586	2,720	2,756	2,818	2,899
答申（延べ）	951	988	1,032	1,085	1,114	1,218	1,322	1,481	1,669	1,829	2,140	2,659
	平成24年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	43	27	95	210	246	229	266	171	89	31	44	58
答申	34	32	89	49	55	98	131	167	143	186	285	309
申請（延べ）	2,942	2,969	3,064	3,274	3,520	3,749	4,015	4,186	4,275	4,306	4,350	4,408
答申（延べ）	2,693	2,725	2,814	2,863	2,918	3,016	3,147	3,314	3,457	3,643	3,928	4,237
	平成25年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	27	22	46	69	56	67	53	112	20	19	13	23
答申	10	17	48	37	25	50	51	71	49	61	66	103
申請（延べ）	4,435	4,457	4,503	4,572	4,628	4,695	4,748	4,860	4,880	4,899	4,912	4,935
答申（延べ）	4,247	4,264	4,312	4,349	4,374	4,424	4,475	4,546	4,595	4,656	4,722	4,825